

# 政策資料

No.295 《復刊190号》  
1991年4月1日

巻頭言 田中恒利 ..... 1

## 〈特集〉

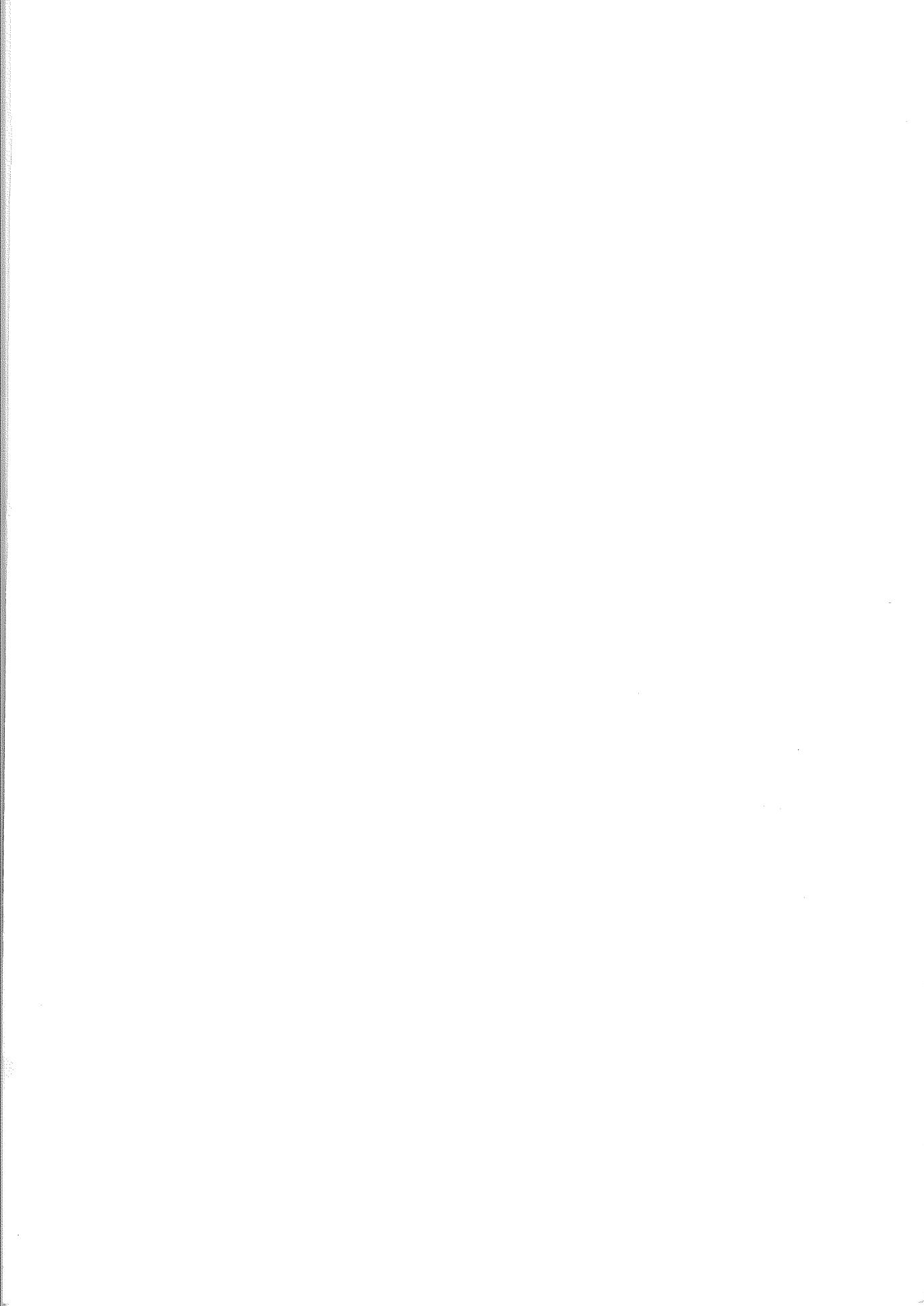
### I 中東湾岸戦争関係

- 中東湾岸戦争の即時停戦・平和と避難  
民救援を求める特別決議（案） ..... 2
- 湾岸戦争の即時停戦と平和解決のため  
の国際対応策 ..... 3
- イラクの戦闘停止表明に関するわが党  
の見解 ..... 7
- 談話（書記長） ..... 8
- 中東湾岸戦争の停戦と「戦後」への課  
題（委員長談話） ..... 9
- イラクの撤退と停戦実現について ..... 10
- 湾岸戦争の地上戦突入に当たって  
(見解) ..... 11
- イラクの即時撤退声明に関する談話 ..... 12
- ブッシュ米大統領の停戦声明について ..... 12

### II 平成三年度政府予算案 組替え要求（大綱） ..... 13

## 〈資料〉

- ・ 行政情報の公開に関する法律（案） ..... 17
- ・ 「岩手靖国訴訟」控訴審判決について  
(談話) ..... 27
- ・ 加圧水型原発に関する申し入れ ..... 28
- ・ ガット・ウルグアイラウンド申し入れ ..... 29
- ・ 自立・共生・革新の地域農業振興対策 ..... 30
- ・ たばこ消費税増税の中止を求める申し  
入れ ..... 37
- ・ 地域と生活に根ざし豊かな個性と平和  
を築こう ..... 38





## 二つの主張

### ガット交渉における

田中恒利

政策審議会副会長

四年にわたる論議を経たガット・ウルグアイラウンドは、なお最終合意にいたらず、交渉は延長必至の状況にある。

日本のコメ問題が、この交渉を阻害している大きな理由だとの意見もあるが果たしてそうだろうか。もともと今回のガット交渉が始まった背景には米国やECなどの食料輸出国における農作物の需給調整の失敗と輸出補助金競争の激化、がもたらした財政負担の増大があつた。それが、いつしか日本のような世界最大の食料輸入国に転化されていること自体がおかしいのである。我国は世界人口の2%に過ぎないが、世界の農産物貿易

の八%を買いあつめ、穀物は一三%、トウモロコシにいたっては二六%の膨大な輸入国となっている。

加えて我国政府は、コメ過剰で国内生産の二八%の減反を強要している。アメリカが主食である牛肉を食肉輸入法で制限しウエバ一条（自由化義務免除）の特権で乳製品、砂糖など一四品目について特権をもち、EC諸国が乳製品など六四品目の食料輸入を制限していることをみてもうなづけないのである。

もとより我々は、貿易の自由化を頭から否定するものではない。然し、ガットの現実には納得しえぬ、いくつかの課題がある。

つまり輸出に対して緊急時の輸出制限を認めるならば輸入国に対することは一定の食糧自給率の確保を認めること。その手段として輸入数量制限を認めるべしと輸入国を代表しての日本の主張である。次に重要な点は食料品に対してのガットの動植物検疫上の規則及び障壁が農業貿易に与える悪影響を最小限にすること』として動植物の検疫問題など安全性の規制に関する国際的な標準化が行われようとしている。標準化とは平均化であり簡素化でもある。我国は今、海外から輸入される膨大な量の食料への輸入検疫体制は不十分であり、法制度上も必ずしも充分とはいえない。この状況の下で検疫制度と貿易拡大のため簡略化することは、国民の食生活に極めて危険な動きであり、食品の安全性に対する消費者の関心が高まってきていくことに逆行するものであると言わねばならない。以上の二点は食料という命につながる商品の性格からしても世界貿易のなかで、整理されねばならないべき問題である。

（たなかつねとし・衆議院議員）

出制限を認めるならば輸入国に対することは一定の食糧自給率の確保を認めること。その手段として輸入数量制限を認めるべしと輸入国を代表しての日本の主張である。次に重要な点は食料品に対してのガットの動植物検疫上の規則及び障壁が農業貿易に与える悪影響を最小限にすること』として動植物の検疫問題など安全性の規制に関する国際的な標準化が行われようとしている。標準化とは平均化であり簡素化でもある。我国は今、海外から輸入される膨大な量の食料への輸入検疫体制は不十分であり、法制度上も必ずしも充分とはいえない。この状況の下で検疫制度と貿易拡大のため簡略化することは、国民の食生活に極めて危険な動きであり、食品の安全性に対する消費者の関心が高まってきていくことに逆行するものであると言わねばならない。以上の二点は食料という命につながる商品の性格からしても世界貿易のなかで、整理されねばならないべき問題である。

# 特集

## I 中東・湾岸戦争関係

一九九一・一・三〇

### 中東・湾岸戦争の即時停戦・平和と

#### 避難民救援を求める特別決議（案）

一、一月一七日未明に勃発した湾岸戦争は、和平を求める国際世論に背いて長期化、拡大化する様相をみせ始めています。戦争が長ければ長引くほど、犠牲になる人々の数は増え世界経済は混乱に陥り、地球環境は損なわれます。これ以上の戦争の拡大は、たた殺戮と破壊、そして憎悪を残すだけであります。

一、今回の湾岸戦争は、国際法と国連憲章に明確に違反したイラク軍のクウェート進行、併合にその最大の原因があり、党はいかなる理由があれ、武力によつて他国を侵攻す

さらに大量の避難民を生み出すとともに、各国におけるテロの続出も懸念されているのであります。もはや、一刻の猶予も許されません。

一、いま、世界の人々は、声を一つにして即時停戦・和平の実現を求めています。そして、平和憲法をもち、中東湾岸で手を汚していない日本こそ、そうした国際平和の実現に向けた世論のリーダー・シップをとることができるのであります。ところが海部首相は、米国を中心とする関係諸国による退、クウェートの主権回復を内外の世論に訴え、外交努力を通じて平和的解決を求めてきました。

一、こうしたわが党と国際世論、国連事務総長をはじめ各国首脳のギリギリの和平への努力にもかかわらずついに戦闘が開始され、それは拡大の一途をたどっているのであります。戦闘は原子力施設への爆撃、ぼう大な原油の流出という環境破壊にまでおよび、

一、日本にも世界にも、冷戦後の新しい世界

秩序を築いていくべき課題が背負わされております。もはや、対立、抗争、隔離を不可避とした過去の国際関係と霸権主義に固執するかぎり、地球と人類が直面した今日的な課題は解決できないのであります。ポスト冷戦の新しい世界秩序は、一つには武力による威嚇または武力行使によって形成されではならず、地球共同体の理念に基づく対話と強調を基礎に各国、各民族の相互依存、共存と共生、共通の安全保障の道を切り開くことであります。二つには、各国が「力の論理」による政治的支配の一掃を決意し、経済的・文化的な協力を着実に積み上げることであります。日本には、今日、グローバルな視点から平和と自由、人権と福祉、環境保全、民族の自立と連帯、公平と公正の課題を人類共通の価値として確認しあうための外交努力と国連強化が求められています。

一、この基本にたって、わが党は湾岸戦争に對しては、人道的立場から避難民救済や医療、食糧の援助、紛争周辺諸国への経済的援助等の非軍事・文民の分野での積極的な協力を進める決意であります。避難民の救済にあたっては自衛隊機や隊員の派遣ではなく、民間航空機の増発、陸路と海路の活用による輸送こそ日本の選択する手段であり、その方向で国民の合意を図る必要があ

ります。その財源については、赤字国債の発行や大衆増税ではなく、防衛費、行財政歳出の節減、予算組み替え等によって調達しなければなりません。

一、日本政府は多国籍軍への戦費協力、自衛隊機派兵の決定をたちちに取り消すこと、イラク軍と多国籍軍の双方への即時停戦、クウェートからのイラク軍の撤退、パレスチナ問題をはじめとする中東和平会議の開催に向け、イラク、アメリカその他関係諸国に働きかけること、避難民救援は国連機関と協力して避難民のニーズにあたきめ

一九九一年一月三〇日

日本社会党第五六回定期全国大会

細かな対策を講じること——党はこのことを改めて強く求めます。

一、党は平和を求める内外の人々とともに、湾岸戦争の即時停戦、中東和平の実現、避難民救済のために、自治体決議、集会・街頭行動など広範な運動に取り組み、中東に平和を求める国民的な一大運動を開催する決意を表明します。右、決議します。

一九九一・二・一八

## 湾岸戦争の即時停戦と

### 平和解決のための国際対応策

——戦争のための費用は一切負担しないが、平和のための支出は惜しまない——

日本社会党中央東緊急対策本部

一、基本目標

たな困難を招来している。この戦争をどのように終結させるかは人類の将来にかかる問題である。もはや、対立、抗争、隔離を不可避とした過去の国際関係と霸権主義に固執す

イラクのクウェート侵攻・併合に始まる中東湾岸戦争は、冷戦後の世界秩序の形勢に新

る限り、地球と人類が直面した今日的課題は解決できない。ポスト冷戦の新しい世界秩序は、一つには武力による威嚇または武力行使によって形成されではなく、地球共同体の理念に基づく対話と協調を基礎に各国、各民族の相互依存、共存と共生、共通の安全保障の道を切り開くことである。二つには各国が「力の論理」による政治的支配の一掃を決意し、経済的・文化的な協力を着実に積み上げることである。日本には、今日、グローバルな視点から平和と自由、人権と福祉、環境保全、民族の自立と連帯、公平と公正の課題を人類共通の価値として確認しあうための外交努力と国連強化が求められている。この基本を踏まえ社会党は中東湾岸戦争の即時停戦と平和解決の方策をここに提唱する。

## 二、即時停戦と平和解決の実現

一月一六日に始まった米軍を中心とする多国籍軍のイラク攻撃は、長期化の様相を見せているが、すでに民間人を含む多くの人命の喪失、施設と国土の破壊を引き起こしており、イラク側の反撃でサウジ、イスラエルなどにも犠牲者が増えている。またタンカー、油田、核・化学施設の破壊も始まっており、ペルシア湾や大気、国土の深刻な汚染も広がっている。今後、地上戦に突入することになれば、

犠牲者、破壊、汚染はさらに大規模化することは確実である。まして、化学兵器や核兵器が使われることになれば、破滅的な結果をもたらすことになる。そして戦争の勝敗とは別に、関係国とその国民の間には不信と憎しみ、悲惨が増幅され、この地域の政治的不安定は拡大、深化するだけであろう。

したがって、これ以上の犠牲をくいとめるために、イラク軍と多国籍軍の双方の即時停戦、クウェートからのイラク軍の即時無条件撤退が最優先の課題である。国連の基本理念であり、日本国憲法の精神である「平和解決」の実現のためにも、地上戦への突入をやめさせることなど戦争の不拡大と「即時停戦」が必要であり、そのための国際的努力が不可欠となっている。憲法の精神はもとより、平和解決への努力のためにも日本自身が参戦国と化することは決定的な誤りである。したがって、九

〇億ドルの戦費拠出や自衛隊機の便乗派遣などの憲法無視、国会の権限侵害の政策をやめさせ、わが党の以下の施策を実行することが、日本の国際的、国内的な緊急の任務である。

- 1 即時停戦と平和解決のための国際共同行動
- ・ アラブ・イスラム諸国や、ソ連、中国、フランス、ドイツ、インドなど非同盟諸国などによる「即時停戦と平和解決」のイニ

シアティヴを支持し、その実現のため、関係諸国に使節団を派遣するなどの接触や、国内でも駐日大使らとの協議、協力を密にする。

この趣旨に賛同する各国の政党、著名人、市民団体などが共同して、即時停戦と平和解決への国際世論を高めるための共同行動を起す。

## 2 停戦監視と平和解決のための「国際平和会議」

停戦が実現した場合、停戦の監視には、国連の停戦監視団、アラブ・イスラム中立国などによる監視団などがこれにあたる。

「停戦監視団」に対しても、日本は非軍事的な支援のための文民を派遣するとともに、相当額の費用負担を行うこととし、停戦以前にも、ただちにこの意思を国際社会に表明する。

・ イラク・クウェート両国間の紛争問題の話し合による解決、戦後復興などをテーマとした交渉の場を、国連事務総長およびアラブ・イスラム中立国などの仲介の下に開始する。

・ これと併行して、パレスチナ問題の平和解決を中心とする「国際平和会議」（国連総会決議）の早期開催のための国連安保理の開催を求める。

### 三、人道的・経済的貢献策

政府や赤新月社、UNDRO、IOM、UNHCRなどとの情報交換、協議を緊

密につづける。  
二、避難民などの救援活動費として約一億ドルを拠出する。

抛出、協力を行うべきである。

#### (1) 避難民・被災民の救援対策と経済支援 イ. キャンプへの受け入れ協力

戦況によつては数十万或いは百万人以上の避難民がヨルダンを中心に流入することが考えられる。また、イラク、クウェート、サウジ、イスラエルなどの爆撃や戦闘による被災民は、時間とともに増えている。これらの人々に対して、国籍や戦争のどちら側かを問わず、国際赤十字や赤新月社を通じて早急に救援の手をさしのべる。

ロ. 帰国の輸送手段の提供  
(テナント、水道、食糧、医薬品、燃料、輸送手段(近距離および帰国用)、救急車、通信手段、衣料など、またこれらの運用に必要な要員、資金、資機材など)

ハ. 帰国後の対策、周辺国・被害国支援  
大量的避難民の帰国は、その輸送だけが問題なのではない。帰国後の雇用、住宅、あるいは医療、教育などにも及ぶ広範な対策が同時に講じられなければならない。これまでの日本政府の「支援策」は、エジプト、トルコ、ヨルダンの三ヵ国に商品借款と通常のプロジェクトへの借款が中心であつて、避難民の大量流入、大量帰国に対応する無償援助を主体としたが、これにあくまで反対し、自衛隊機によらな避難民救援対策を具体的に講じる必要がある。このため、避難民の人口別・性別・年齢別などの構成、健康状態、帰還(希望)先などの情報をすみやかに入手し、実際的な対策を提起、推進する。それには、党独自にヨルダン

たとえばヨルダンからの離脱、帰還のためには、空路、陸路、海路が考えられるが、それについて合理的、現実的な方法が十分にある。これらについて現地関係機関や国際機関と早急に協議し、それに見合った輸送手段(民間航空機、バス、フェリーなど)の提供、輸送ルートの確保など、具体的に立案、実行する。

二、避難民の帰国後、周辺国・被害国支援  
大量的避難民の帰国は、その輸送だけが問題なのではない。帰国後の雇用、住宅、あるいは医療、教育などにも及ぶ広範な対策が同時に講じられなければならない。これまでの日本政府の「支援策」は、エジプト、トルコ、ヨルダンの三ヵ国に商品借款と通常のプロジェクトへの借款が中心であつて、避難民の大量流入、大量帰国に対応する無償援助を主体としたが、これにあくまで反対し、自衛隊機によらな避難民救援対策を具体的に講じる必要がある。このため、当該関係諸国が緊急に必要とする事項と方法などについて、直ちに関係諸国と関係国際機関を含めた「被害国支援緊急国際会議」を開催するよう提唱する。日本は軍事援助をやめて、この分野においてこそ大規模かつ速やかな

政府はこの戦争に便乗して、「人道目的」を口実として避難民救援のために自衛隊機と自衛隊員を派遣することを決めたが、これにあくまで反対し、自衛隊機によらな避難民救援対策を具体的に講じる必要がある。このため、避難民の人口別・性別・年齢別などの構成、健

政府の拠出とは別に、市民の手によるチャーター便提供の運動などが広がりつつあるが、この平和と人道のための行動

を歓迎、促進し、日本国民の自発的な

「追加援助」とする。

#### ホ・占領地のパレスチナ人の救援

臨戦体制をとっているイスラエルのもとで、占領地のヨルダン川西岸、ガザ地区には湾岸戦争開戦以来、二四時間の外出禁止令が敷かれ、パレスチナ住民は働きにくくこともできず、基本食料の生産や流通もほとんど止まつたままになつてゐる。こうした中で食料不足が深刻化し、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)も緊急援助を各國政府NGOに呼びかけている。党として、日本政府に緊急援助を行ふことを要請するとともに、党独自に募金活動を行う。

#### (2) 停戦監視団および平和解決に要する費用

日本は国連に対し「国連平和保障基金」の創設を呼びかけ、できるまでの間、日本独自で「基金」を設けて、そこに当面一億ドル(約一三〇億円)を拠出、国連事務総長に運用を寄託して、停戦監視団の費用、平和交渉などの費用に充てる。

#### (3) 戦後復興への支援

戦後復興に関しては、戦争の継続期間、戦闘内容などによって被害の規模、レベルが異なり、現段階では算定不能である。しかし日本は、平和への姿勢を示し、停戦を促す国際世論の一翼を担うために、五カ年を目途に国

連の下に復興計画を立て、「中東復興基金」を創設することを提唱し、その「一定割合」(たとえば二割またはそれ以上)を負担することとする。その中には、軍事施設および関連施設を除き、経済的、社会的に復興を要する施設、住宅、病院、教育施設、水道、通信・交通網などが含まれ、地域的にはイラク、クウェート、サウジ、イスラエルなどが対象となる。また、負傷者、遺児・遺族、被災者などへの医療、福祉、教育、生計への緊急の、また中長期的な支援がきわめて重要な課題となる。

#### (4) 環境の回復、保全への協力

ペルシャ湾の大規模な原油汚染、イラク、クウェート地域を中心とした国土の荒廃などは、この地域の環境に長期的かつ甚大な破壊作用をもたらしている。日本はただちに「湾岸環境国際会議」を提唱し、環境の回復、保全のための総合的な対策を確立するとともに、その実施にあたっては最大限の技術、資金、人員の提供を行う。

#### (5) 周辺国・被害を受けた途上国への経済協力

大量の避難民の流入や出稼ぎ労働者の帰還によって、また貿易や観光の激減によって経済的・社会的に大きな困難を抱えている途上国に対して、直接困窮層や地場の中小企業に届く雇用、住宅、福祉、医療、教育など無償

協力を主体に行う。

政府はこれまで二〇億ドルを出してゐるが、

その殆どは商品借款やプロジェクト借款など、困窮者に直接届かないばかりか、累積債務を増大させるだけの「援助」になつてゐる。こ

れに対しては、エジプトなどからも批判が出でている。このため、周辺のイエメンやスーザン、あるいはインド、バングラデシュ、スリランカ、フィリピンなどのアジア諸国など、緊急の協力を必要としている諸国および関係国際機関を含めた「湾岸関連経済協力国際會議」(仮称)を開催し、実態や要求を集約する。日本はこのため、さしあたり二〇億ドルを拠出する。



## イラクの戦闘停止表明

### に関するわが党の見解

日本社会党

一、本日イラク革命評議会は、国連決議六六〇号をうけ、クウェートからのイラク軍の撤兵と、戦闘の停止を表明した。これは從来の姿勢からすれば大きな変化であり、湾岸戦争の平和的解決にむけての重要な端緒にしなければならない。戦争の不拡大と即時停戦をもとめてきた、わが党をはじめ世界の人びとは、この表明を心から歓迎するとともに、イラク軍と米軍を中心とする多国籍軍の双方が、直ちに戦闘を中止することを強く求める。

一、わが党は今回のイラク革命評議会の声明発表に当たり、ソ連をはじめフランス、中国・非同盟諸国やアラブ・イスラム諸国が即時停戦、平和的解決に向け努力を重ねてきただことに敬意を表する。わが党は、この声明を受けイラク軍と多国籍軍の相互撤退の実現に向け、国連安保理がただちに行動をおこすことを要請する。

一、イラク革命評議会の声明によれば、多国

籍軍の撤退に加え、イスラエルの占領地からの撤退とパレスチナ問題の解決、シリアのレバノンにおける軍事行動の停止と撤退を求めていた。湾岸戦争の終了後、中東地域における恒久平和の確立にむけて、国連をはじめ国際社会は誠実に取り組む必要がある。日本政府はそのために努力すべきであり、わが党としても全力をあげる決意である。

一、イラクのクウェート侵攻・併合に始まる今回の湾岸戦争は、もはや武力による威嚇、または武力行使によっては新しい世界秩序は築いていけないことを示した。したがって、地球共同体の理念に基づく対話と協調を基礎に各国、各民族の相互依存、共存と共生のもとに、共通の安全保障をめざす以外に、人類の進むべき道はない。わが党は、この基本に立って国連の強化と平和外交のいっそうの推進をはかる。

これからは、戦争によって荒廃したイラク、クウェートなどの戦後復興、原油流出に伴う環境汚染の除去のために、日本が積極的なイニシアチブを發揮することが求められている。日本政府は、新しい情勢に応じて、補正予算に計上しようとしている戦

費としての九〇億ドルの拠出をやめ、あらためて平和と建設に向けて湾岸地域の戦後復興に、惜しみない大規模な計画を提起し、その実施のための協議を国連をはじめ関係諸国と開始すべきである。

# 談話

日本社会党  
書記長 山口鶴男

遣し、これら活動の具体化と実行性を確保する決意である。

一、一五日のイラク革命評議会の声明を受け、本日モスクワにおいてゴルバチヨフソ連大統領とイラクのアジス外相との会談が行われた。この会談は、湾岸戦争の長期化と拡大、とくに地上戦への突入という事態を回避し、即時停戦と和平解決への最後のチャンスとして、平和を求める世界の人びとの大きな期待と注目をあつめてきた。

一、会談の結果、好ましい前進は見られなか

ったことは、きわめて遺憾である。これが

引き金となって、もっとも恐れていた地上

戦に突入することになれば、その破壊作用、

人命の喪失、国土の荒廃、環境の汚染など

は、これまで以上に広範かつ悲惨なものと

なることは必死である。わが党は、この段

階でもなお、関係国が相互に自制と譲歩を

行ない、イラクの撤退と停戦、和平解決の

ための最後の努力をつづけるべきであると

主張する。

一、このためには、国連事務総長、安保理理事国、アラブ・イスラムの中立的な諸国、

アジア諸国などが相互に協力して、イラクには即時無条件撤退を、アメリカなどには戦争の不拡大と停戦への時間的余裕を求める一大国際世論づくりに全精力を注ぐ必要がある。日本政府も、この方向での努力をこそ行うべきである。わが党は、このため世界各国に代表団を派遣し、この緊急かつ最優先の事業が一步でも前進するよう全力を挙げる。

一、この状況において、今後続出すると思われる避難民の流出、被災民の大量発生の可能性に対し、国際社会は全力で救援、救出の活動を展開しなければならない。日本政府は、戦費の拠出や自衛隊機の派遣などという誤った姿勢をあらため、停戦と和平解決、避難民・被災民の救援、戦後復興の準備に向けての努力に転換するべきである。わが党は、すでにこれらの課題について提案を行っているが、この緊急事態に対し、全国民的な救援活動を呼びかけるとともに、中東地域、国連関係機関などに代表団を派



## 中東湾岸戦争の停戦と

### 「戦後」への課題

日本社会党中央執行委員長  
土 井 たか 子

イラクのアジス外相とソ連のゴルバチョフ大統領のモスクワ会談が、中東湾岸戦争の停戦に向けた可能性を高め、地上戦突入に伴う深刻な事態を最小限にいくことになることを世界の人々が期待して見守っています。

私はこうした和平への動きを強めるために、二、三の問題について提唱いたします。

#### (一) 即時停戦・平和実現への努力

私は、イラク軍のクウェートからの即時

条件撤退が最優先の課題であると考えます。

これ以上の犠牲をくいとめるためにも、地上

戦への突入をやめ、多国籍軍とイラク軍の双方が即時停戦、戦争の不拡大の意思を表明することを世界の世論が求めていると思います。

私はこの間、ソ連をはじめ中国、フランス、イランをはじめ関係諸国が即時停戦、和平の実現に向けて努力されたことに敬意を表し、

社会党もこれらの諸国に使節団の派遣や駐日大使らとの協議を強め、国際的な共同行動を起こす決意です。

日本政府も、多国籍軍への九〇億ドルの戦費拠出や自衛隊機の便乗出動などの憲法無視、国会の立法権の侵害をやめるべきです。むしろ、平和憲法を持ち、中東湾岸地域で手を汚していない数少ない国として、日本こそが国際社会で堂々と平和解決に向けてのイニシアチブを発揮するべきであります。

#### (二) 「戦後」への課題

##### 2. 停戦監視と軍備管理

戦後のこの地域の平和と安全の確保については、国連の停戦監視が不可欠です。国連事務総長の指揮下のアラブ諸国や北欧諸国による監視団が望ましいと考えますが、日本はそのための費用として当面一億ドルを拠出し、協力すべきです。また武器の輸出を禁じていらる我が国の立場からいはこの地域にはいかなる国も武器を輸出せず、軍備管理を進めるよう国連に求めたいと思います。

##### 3. 中東復興基金の創設

に共通するものが多いことに留意し、すりあわせをする用意があることを表明しておきたいと思います。

##### 1. 避難民・被災民救援対策

数十万人、百万人を超える避難民に対する救援は、人道的に急がねばなりません。キャンプへの受け入れ協力、帰国後の輸送手段の提供、帰国後の対策等について日本は国連関係機関に協力して行う必要があります。

わが党をはじめ市民の手によるチャーチー便の提供運動が広がっていますが、この点では政府がこれまでに三八〇〇万ドルを支出していますが、今後は避難民対策として約五億ドルを国際機関へ拠出し、また紛争周辺国への援助、アジア諸国の経済困難国への支援二〇億ドルを、平成二年度補正予算で対応する考えです。

戦後復興に関する費用は、現段階で正確に算定できませんが、国連のもとに復興計画をたて、「中東復興基金」を創設する必要があります。当面日本はこの地域にODA資金の重点的適用や財政資金を組み合わせて五ヵ年計画ぐらいで年間二〇億ドル程度の基金をあてる必要があると思います。

一九九一・二・二二

## イラクの撤退と停戦実現について

日本社会党

### 4. 湾岸環境国際会議の提唱

ペルシャ湾の大規模な原油汚染など、この地域の環境破壊は長期的な問題になっています。日本は「湾岸環境国際会議」を提唱し、環境の回復、保全のための最大限の技術、資金、人員提供の意思を表明するべきです。

### 5. 党代表団の関係諸国への派遣

以上のような停戦・和平への努力と「戦後」復興の実現に向け、党は中東諸国などの関係国や国連などの機関との提携のため、早急に代表団を派遣します。

一、一日のイラク革命評議会の声明を受け、一九日につづいて二二日モスクワにおいてゴルバチョフソ連大統領とイラクのアジズ外相との再度の会談が行われた。この会談は、湾岸戦争の長期化と拡大、とくに地上戦への突入という事態を回避し、即時停戦と平和解決への最後のチャンスとして、平和を求める世界の人びとの大きな期待と注目をあつめてきた。

一、会談の結果、クウェートからの即時無条件撤退など、今後の中東和平についてのソ連側の提案をイラクは受け入れた。これをうけて、多国籍軍に参加した各政府も、平和を求める国際世論に基づいて、ソ連の提案を基本的に受け入れることを期待する。わが党は、湾岸戦争の平和解決にむけての新たな進展を心から歓迎し、ソ連をはじめとする関係国の努力に敬意を表明する。

一、これによって今後の焦点は、多国籍軍、イラク軍の双方の停戦、イラク軍のクウェートからの早急な撤退の開始、クウェートの主権の回復をはじめ中東湾岸地域の平和的解決にむけての外交的協議・交渉の推進に移った。そのため、国連がその役割を積極的に發揮していくことを強くもとめる。少なくとも、イラク軍の撤退が行われる間、多国籍軍は一切の攻撃をひかえるべきである。

一、和平に伴って、大量の避難民、被災民の救援活動、イラク、クウェートを中心とした戦後復興への国際協力、そして中東地域全体におよぶ「公正かつ永続的な平和」の構想の具体化が緊急の現実的な課題となる。日本はこれらの課題に全力で取り組み、協力を惜しむべきではない。

一、避難民・被災民救済活動、戦後復興、環境の回復と保全などについて、わが党は独自の提案を行ってきたが、さきに発表された「宮沢私案」も大筋わが党の考え方によくものと考えられる。政府は、これらの提案の趣旨に沿って、国民の合意の基に資金、物資、技術、人材などについて思い切った

「平和への貢献」を行うよう求める。

一九九一・二・二十四（小郡町で田辺副委員長会見）

一、中東地域の復興と平和、安定のためには、アラブの自主性と枠組みを尊重し、パレスチナ問題のすみやかな解決と、イスラエルを含めた中東地域の軍縮、武器輸出禁止など含む平和保障と相互協力の体制づくりが構想される必要がある。大国の権益論や軍事的プレゼンスから発想されるものではない。

## 湾岸戦争の地上戦突入

### に当たつて（見解）

日本社会党

一、ソ連・イラク両国による六項目和平合意に対するブッシュ米大統領の拒否と、ブッシュ大統領の最後通告に対するイラクの否定的態度によって、即時停戦と和平解決への最大のチャンスが失われたことは、きわめて遺憾である。

一、世界中が最も恐れていた地上戦への突入は、多大の人命の喪失、国土の破壊、環境の汚染など、これまで以上に広範かつ悲惨な結果をもたらすことは必至である。多国籍軍とイラク軍の双方はただちに地上戦を停止し、イラクのクウェートからの撤退と和平解決のための努力に全力をあげるべきである。

一、この状況において、今後続出すると思われる避難民の流出、被災民の大量発生の可能性に対して、国際社会は全力で救援、救出の活動を展開しなければならない。日本政府は、戦費の拠出や自衛隊機の派遣などという誤った姿勢をあらため、即時停戦と和平解決、避難民・被災民の救援、戦後復興の準備に向けての努力に転換するべきである。

一、わが党は、すでにこれらの課題について提案を行っているが、この緊急事態に対し、中東地域、国連関係機関などに代表団を派遣し、即時停戦と和平解決および避難民、被災民の救援活動の具体化と実効性を確保するために全力をそそぐ決意である。



## イラクの即時撤退声明に関する談話

日本社会党  
井上一成  
国際局長

一、わが党は、イラク政府が二六日未明の撤退声明に基づいて同日中に同国軍隊をクウェートから撤退させると表明したことを歓迎するとともに、イラクがこの声明にそつて即時無条件撤退を実行することを改めて要求する。

一、多国籍軍構成国の主力であるアメリカ政

府は、今回のイラク声明を無視することなく、即時停戦を願う国際世論に応え、停戦の新たな条件を持ち出さず直ちにイラクとともに戦闘行動を停止すべきである。

一、今回のイラク声明をつけ、即時停戦を実現するために国連安全保障理事会が強力なイニシアチブを発揮すべきである。今次湾岸紛争における国連安保理の任務は同理事会で採択された諸決議の実現に限定されるべきであり、その枠を超えるおそれのある行動は容認されてはならない。わが党は、国連安保理が諸決議の枠内で平和的に問題解決にあたるよう改めて要請する。

一、平和憲法をもつ日本こそ、これ以上無用

一九九一・二・二八

## ブッシュ米大統領の停戦声明について（談話）

日本社会党  
書記長 山口鶴男

な流血を避けるために積極的に発言し行動しなければならない。日本政府は多国籍軍による戦闘行動に「確固たる支持」を表明するのではなく、この機会をとらえ即時停戦、和平プロセスの開始のためアメリカ、イラク両国をはじめ関係諸国に働きかけるべきである。

一、本日ブッシュ大統領は中東湾岸戦争の戦闘の停止を表明した。わが党はこれを心から歓迎する。この戦闘停止は四八時間以内に具体的取り決めが開始されるが、わが党はこれが本格的な停戦に発展し、さらには中東地域の恒久的平和の実現にむけ国連がイニシアチブを発揮することを期待する。

二、わが党は、中東平和の実現や戦後復興については与野党の垣根を超えて日本が全面

的に協力すべきことを主張してきた。とくに緊急を要する国連平和維持活動については、すでに国民合意が形成されている「非軍事・民生・文民」による協力を早急に開始すべきである。新しい国際秩序の形成と日本の国際的貢献のあり方について、第一党自民党と第二党である社会党が協議するのはもちろん、緊急に与野党党首会談の開催を呼びかけたい。

三、停戦の実現によって避難民、被災民の救済と戦後復興への協力が求められることになるが、日本としては世界にさきがけ最大

限の貢献をすべきである。この点について

は、わが党はあらゆる協力を惜しまない。

四、中東の恒久的平和のためにはパレスチナ

・イスラエル問題の解決が不可欠である。

このために国連を中心に中東和平国際会議

を早急に開催するよう要請する。

## 特集

### II 平成三年度政府予算案組替え要求（大綱）

一九九一・三・一

#### 軍縮・福祉・公正・分権型へ軌道修正を

日本社会党

向上等をめざし、平成三年度政府予算案の改善・是正のため、次の概要の予算組み替え要求をとりまとめ、今後野党各党に同調を求めて、政府与党に速やかに予算組み替えに応ずるよう要求していく。

#### I. 組み替えの基本方針＝軍縮・福祉・公正・分権型予算案への軌道修正

わが党は、昨年末の党首会談以来、政府予算案を「軍縮・福祉・公正・分権」の視点で再検討し、二一世紀に向けて平和・福祉国家

な地上戦の結果停戦状態に至ったが、和平の確立、戦後復興など課題は山積している。政府は戦費負担の性格が強い資金拠出を中止するとともに、中東の平和と復興のために緊急の援助を実施すべきである。また来年度予算案は、平和と福祉を基調とした予算への転換を図るべきである。

わが党は、昨年末の党首会談以来、政府予算案を「軍縮・福祉・公正・分権」の視点で再検討し、二一世紀に向けて平和・福祉国家

な地上戦の結果停戦状態に至ったが、和平の確立、戦後復興など課題は山積している。政府は戦費負担の性格が強い資金拠出を中止するとともに、中東の平和と復興のために緊急の援助を実施すべきである。また来年度予算案は、平和と福祉を基調とした予算への転換を図るべきである。

わが党は以上の観点から、湾岸戦争の戦後対策、アジアをはじめとする平和・軍縮・信頼醸成の促進と協力・交流推進、国民生活の

マム」（政府の国民に対する福祉システム確立の約束）を明確にし、公的年金制度の

改革、医療や看護の継続を必要とする高齢者・難病者に対する公的医療サービスの確立、生き甲斐と人権を基調とした総合施策を推進し、特にマンパワーの強化計画を重視する。

### 三、土地神話の打破と国民の住宅事情改善のための土地税制の抜本改革の実現をめざし、

政府案の強化・修正による地価引き下げに実効ある地価税の早期創設を図るとともに、消費税緊急是正のための法案の今国会中の成立と速やかな実施、消費者保護行政、内外価格差は正の推進などを図る。

四、地域格差の是正、地域振興を推進し、経済力にふさわしい国民の生活水準の達成のため、国民福祉・地域振興を柱とした公共投資の拡充、労働時間の短縮とそのための中小企業支援、実効ある育児休業法の今国会中の制定と適正な賃金水準の向上などの実現、農林漁業の再建と中小零細企業の保護・育成を促進するとともに、地方自治と住民参加の拡充を図る。

## II. 具体的要求

### 一、歳出関係

#### 1. 中東和平の実現と戦後復興への全面的協力〔三五億ドル＝四五〇億円程度〕

(1) 避難民救援活動等のため、関係国際機関に資金を拠出する。

(五億ドル＝六五〇億円)

(2) パレスチナ問題を含む中東地域の和平保障システムの確立や軍縮・軍備管理の強化を展望しつつ、国連に「国連平和保障基金」（仮称）の創設を働きかけるとともに、それが実現するまでの間、日本独自に「基金」を設け、資金を拠出する

(国連事務総長に寄託。停戦監視団への

資金供与、中東平和国際会議などの費用にあてる）。(一億ドル＝一三〇億円)

(3) 戰争による破壊、原油汚染などに対処し、環境の回復・保全を図るため「湾岸環境国際会議」（仮称）の創設を提唱するとともに、総合的な緊急対策の確立・実施に際して人員、技術、資金を最大限提供する。

(四億ドル＝五二〇億円)

(4) 避難民の流入や出稼ぎ労働者の帰還と住宅・雇用、貿易や観光収入の激減によって経済的・社会的に大きな困難を抱え込んでいる周辺国、その他中東関連のアジア、アフリカの途上国などに対して、これまでの商品借款やプロジェクト借款を中心としたものではなく、無償協力を

中心とした緊急の経済協力を大幅に増額する。(一〇億ドル＝一六〇〇億円)

(5) イラク、クウェート等の国民生活の回復・戦傷者、遺児・遺族、戦災者対策のため、当該国の復興計画に協力し、食料、医療・保健衛生、住宅、福祉、教育などの分野に計画的援助を行う。

(一〇億ドル＝二六〇〇億円、五年計画で総額百億ドル。財投資金も利用するため、一般会計分は初年度五億ドル＝六五〇億円程度)

#### 2. 防衛費の削減〔△三〇〇〇億円程度〕

(1) 防衛費を削減し、対前年度比マイナスとする（次期中期防衛計画において予定されている、空中警戒哨戒機（AWACS）、新多連装ロケットシステム（MLRS）等の新規装備の取得、イージス艦の追加建造等を中止する）。

(△一九〇〇億円)

(2) 在日米軍中流経費の負担肩代わりは増額しない。(△一〇〇億円)

#### 3. 高齢化対策、福祉施策の充実〔一三〇〇億円程度〕

(1) 老人医療に対する公的責任を明確にした老人保健制度の改革を図るため、公費負担の大幅拡充、一部負担の大幅増とス

ライド制導入による過重な患者負担の回避、保険外負担の解消・軽減、訪問看護と老人保健施設の見直し等の措置を講ずる。

を進め、速やかに完全週休二日制・週四〇時間労働制を実現する。また、時間外・休日労働の規制や欧米諸国並みの年次有給休暇制度を実現する。

(2) 国有林再建にあたって十分な人員の確保等に対する一般会計からの繰り出しの充実、民有林に対する助成の強化等の措置を講ずる。

(2) 児童手当制度については、「義務教育就学前」の第一子からの児童を支給対象とする。また、物価スライド制を導入する。

(3) ホームヘルパーを増員するとともに、国庫補助率の段階的引き上げ等による待遇の改善、身分の安定などの措置を講ずる。

5. 地球規模の環境保全・消費者保護行政の改善〔三四〇億円程度〕  
(1) 一般廃棄物に関する行政責任の徹底、適正処理困難物に対する事業者責任の強化、再生利用や発電を含む焼却熱利用の推進、環境衛生指導員の増員、市民の自発的な取り組みの支援などを実施する。

(3) 資源調査、資源管理関連施設の整備等を総合的に推進することともに、わが国周辺漁場の整備、振興策を講ずる。また、諸外国との漁業協力の推進、鯨類資源を把握するための調査捕鯨の継続と沿岸小型捕鯨の維持、流し網禁止等環境問題への対処策を講ずる。

4. 育児休業法の制定、労働時間短縮の推進等  
〔一〇億円程度〕

(2) 発的な取り組みの支援などを実施する。  
水俣病被害者の即時救済制度の確立、  
大気汚染被害調査の実施、公害健康被害  
保障制度の再確立、総量規制を導入する  
など自動車公害対策の強化・拡充などの  
対策を推進する。

(3) 青森核燃料サイクル基地や幌延高レベ  
ル廃棄物貯蔵施設等建設を中止するととも

7. 福祉型公共投資と住宅対策 [1000億円程度]  
(1) 公共投資全体を生活重視に改めるところに、上下水道、公園、福祉・教育施設など生活関連公共投資を増額する。  
(2) 安全、快適、低家賃の公共住宅の整備を進める。

(2) 介護休暇制度を確立するとともに、家庭介護員派遣制度を創設する。

(3) パートタイム等の雇用安定、労働条件確保等のため、「パートタイム労働法」(仮称)を制定する。

(4) 改正労働基準法の積極的な運用、官公庁の完全土曜閉庁の推進、下請・中小企業への保護または財政援助など条件整備

もに、省エネルギー対策等を進める。

(4) 独禁法の改善、製造物責任法の制定、商店街や中小売店の振興対策の強化、消費者保護対策の改善等を推進する。

6. 農林漁業の再建〔四〇〇億円程度〕

(1) 食管制度の維持、政府米の確保等を図る。また、農家負債処理についての融資制度の充実を図る。

(2) **児童館、子ども図書館、子ども美術館**  
児童公園、少年スポーツセンター、学童保育施設などを増設し、ボランティア活用も含む相談員・指導者制度の整備を進める。  
② **奨学金制度の抜本的拡充、大学院生に対する奨学金の充実、私学への経常費**

分の一助成などをめざし所要経費の増額を図る。

- (3) 図書館、体育館などの文化・スポーツ施設を地域住民の手の届く範囲（小学校区・中学校区単位）への配置をめざす。公共建築物に市民ギャラリーを付設するなど自治体の一%運動を支援し、文化サークル、スポーツサークルへの援助（財政的援助、相談員・指導員の配置）

など、市民・住民の文化・スポーツ活動の支援を強める。

- (4) 芸術文化振興基金を大幅増額し、遺跡及び重要文化遺産の保存を促進する。

## 二、歳入関係

### 1. 公平・公正な税制改正の推進

- (1) 税制両院合同協議会を速やかに再開し、消費税の緊急是正措置として、飲食料品の非課税化等を実施する。  
(△一〇〇億円程度)
- (2) 地価税については、税率を1%に引き上げるなど地価引き下げの実効ある措置とする。  
(△一〇〇億円程度)
- (3) 家賃控除制度の創設等を実施する。  
(△一〇〇億円程度)
- (4) 貸倒引当金の圧縮、賞与引当金の段階的廃止、受取配当益金不算入制度の段階

的廃止、外国税額控除制度の圧縮等に着手する。（一〇〇億円程度）

二、以上の結果一般会計予算の規模は五千億円増額され、七〇兆八四七四億円となる。

三、政府による予算修正以前の予算案に対する組替え案である。

四、地方交付税など地方財政関係については別途精査し措置する。

### 〔組替えによる歳入歳出増減表〕

(歳入)	
消費税の緊急是正	△一〇〇億円程度
家賃控除制度の創設等	△一〇〇
法人税等の改革	二〇〇
日本たばこ産業株式会社の株売却等	五〇〇
計	五〇〇億円程度増
(歳出)	
湾岸戦争関係	四五五〇億円程度
防衛費の削減	△三〇〇
福祉対策費	一三〇
労働対策	一〇
環境対策等	三四〇
農林漁業対策	四〇〇
公共投資等	一〇〇
教育・文化対策	四〇〇
計	五〇〇億円程度増

一、以上の計数は概数であり精査の結果、移動を生ずることがある。△は減を示す。  
(注)



一九九〇・一二・一〇

## 行政情報の公開に関する法律（案）

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政情報の公開の総合的な推進  
（第三条～第六条）
- 第三章 行政情報の開示
- 第一節 行政情報の開示（第七条～第十  
六条）
- 第二節 不服申立て
- 第一款 行政情報の開示に関する処分  
についての審査請求（第十七条・第  
十八条）
- 第二款 行政情報開示不服審査会の設  
置及び組織（第十九条～第三十二条）
- 第三款 審査請求の手続（第三十三条  
～第四十三条）
- 第三節 訴訟（第四十四条）
- 第四節 雜則（第四十五条・第四十六条）
- 第四章 行政情報公開審議会（第四十七  
条・第四十八条）

第一条 この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において、行政情報を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにすることともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

- （定義）
- 二 行政機関 次に掲げる機関をいう。  
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ロの政令で定める特別の機関が置かれる機関にあっては、当該特別の機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関のうち政令で定めるもの
- ハ 会計検査院
- 三 行政資料 国の行政事務又は事業に関する文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録その他政令で定める採録物（以下「文書図画等」という。）
- 四 電磁的記録 文書図画の内容（電子計算機により作成した文章又は図表を含む。）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- 一 行政情報 行政機関が保有する情報をいう。

以下同じ。) を電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。)により記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、磁気テープその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいいう。以下同じ。)をいう。ただし、専ら文書図画の内容を検索する目的で作成されたものを除く。

とする。

#### (情報公開制度の拡充)

第五条 行政機関は、法令の規定に基づく情報の公表制度において情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るほか、その主要な施策等に関する情報の公表制度の拡充に努めるものとする。

#### (行政資料の管理体制の整備)

第六条 行政機関は、行政資料の滅失、き損の防止等その適切な保管及び行政資料の迅速な検索を行うため、行政資料の管理体制の整備に努めるものとする。

第三条 行政機関は、行政情報の公開を総合的に推進するため、次章に定めるところにより行政情報を開示するほか、行政に関する正確で分かりやすい情報を国民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供試作及び情報公表制度の拡充に努めるものとする。(情報提供施策の拡充)

第四条 行政機関は、報道機関への積極的な行政情報の提供及び広報手段の充実に努めるとともに、行政資料の閲覧施設等行政情報提供するための施設の整備に努めるものとする。

2 行政機関は、行政情報を国民による高度かつ有効な利用に供するため、行政情報の計画的なデータベース等行政情報の総合的な利用のための方策の推進に努めるものとする。

政情報を開示しなければならない。

#### (行政情報の不開示)

第八条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が次の各号に掲げる情報のいずれかに該当すると認める場合は、これを開示しないことができる。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それより当該個人を識別できるものを含む。)。た

だし、次に掲げる情報を除く。  
イ 法令の規定により、何人でもその内容を知ることができる情報  
ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は、取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他のこれらに相当する行為に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあつたものに関する情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるも

の

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて開示することにより当該法人等又は当該個人の利益を著しく害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそ

れがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 違法または不当な事業活動によつて人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示する

ことが必要であると認められる情報

ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報

三 開示することにより個人の生命、身体、財産、名譽又は社会的地位の保護に支障を及ぼすおそれがあることが明らかである情報

四 我が国の防衛に関する情報であつて、開示することにより國の安全を害するおそれがあることが明らかであるもの

五 外交に関する情報であつて、開示することにより、我が國と他國との信頼関係

を損なうおそれがあることが明らかであり、又は外交交渉上我が國が不利益を被るおそれがあることが明らかであるもの

六、開示することにより次に掲げる國の事務のいすれかの適正な遂行を著しく阻害することが明らかである情報

イ 犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公

共の安全と秩序の維持に関する事務

ロ 国際操作共助に関する事務

ハ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）その他の法令の規定により逮捕されその他身体の拘束を受けた者の収容または留置に関する事務（ホに掲げるもの及び出入国の管理に関するものを除く。）

二 控訴の提起若しくは維持に関する事務又は再審の請求その他の再審に関する事務

三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務

四 行政機関以外の國の機関（地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務に係る当該執行機関を除く。）又は地方公共団体（以下この号において「他の機関等」という。）から取得した情報であつて、開示することにより当該他の機関等の事務又は事業の適正な遂行を著しく阻害することが明らかであるもの

チ 通過の調節若しくは金融の調整又は外務為替、外国貿易その他の対外取引の管理若しくは調整に関する事務

リ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ヌ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定、公共用地等の選定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務

ル 行政機関に置かれる試験研究機関、文教機関その他これらに類する機関又は施設において行われる研究に関する事務

七 内閣若しくは当該行政機関の意思決定が未了の事項に関する情報又は当該行政機関内部の意見交換もしくは当該行政機関と他の行政機関との意見交換における意見の内容をなす情報であつて、開示することにより内閣又は当該行政機関の適正な意思決定に著しい支障を及ぼすこと

が明らかであるもの

八 行政機関以外の國の機関（地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務に係る当該執行機関を除く。）又は地方公共団体（以下この号において「他の機関等」という。）から取得した情報であつて、開示することにより当該他の機関等の事務又は事業の適正な遂行を著しく阻害することが明らかであるもの

九 其の法律の規定により、開示すること

ができない情報

2 行政機関の長は、一の行政資料（次条第

二項の開示請求の場合にあっては、一の行

政資料の当該開示請求に係る部分）に前項

各号に掲げる情報のいずれかに該当する情

報（以下この項及び第十三条第四項におい

て「不開示情報」という。）とそれ以外の

情報とが記録されていると認める場合にお

いて、当該不開示情報が記録されている部

分とそれ以外の情報が記録されている部分

とを分離することが困難であるときは、当

該行政資料に係る行政情報の全部を開示し

ないことができる。

3 第一項の規定により不開示とされる情報  
は、国民等の権利利益の保護及び行政の適  
正な運営の確保のため必要な最小限度の  
ものでなければならないのであって、同項  
の規定は、いやしくもこれを拡張して解釈  
し、及び運用するようなことがあつてはな  
らない。

（開示請求の方法）

第九条 開示請求は、行政機関の長に対し次  
に掲げる事項を記載した請求書を提出して  
しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所若し  
くは事業所の所在地並びに法人その他の  
団体にあってはその代表者の氏名

二 行政資料の件名、第十三条第五項の符  
号等開示請求に係る行政資料を特定する

たために必要な事項

三 行政情報の開示の方法

2 一の行政資料に記録されている情報の開  
示請求をする場合にあっては、前項各号  
に掲げる事項のほか、当該部分を特定する  
ために必要な事項（記録されている情報の  
一部を特定するために必要な事項を行政機  
関の長が定めている電磁的記録にあっては、  
当該事項）を請求書に記載しなければなら  
ない。

（開示請求に対する決定等）

第十条 開示請求に係る行政情報を開示する  
かどうかについての決定（以下この条にお  
いて「開示決定等」という。）は、開示請  
求を受理した日から起算して二週間以内に  
しなければならない。ただし、事務処理上  
の困難その他正当な理由により当該期間内  
にこれをすることができないときは、この  
限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、開示決  
定等は、同項に規定する期間経過後二週間  
以内にしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、行政  
機関の長は、同項に規定する期間内に、開  
示請求者に対し、同項の期間内に開示決定  
等をすることができない理由を書面により  
通知しなければならない。

4 行政機関の長は、開示決定等をしたとき

は、政令で定めるところにより、遅滞なく、  
開示請求者に対し、その旨を書面により通  
知しなければならない。この場合において、  
当該決定が開示しない旨の決定（第四十一  
条第一項において「不開示決定」という。）  
であるときは、その理由（当該行政情報を  
開示しない理由がなくなる期日をあらかじ  
め示すことができるときは、その理由及び  
その期日）を併せて通知しなければなら  
ない。

5 行政機関の長は、開示請求があつた場合  
において、当該開示請求に係る行政資料を  
管理していないときは、当該開示請求の日  
から起算して二週間以内に請求を却下し、  
その旨を開示請求者に通知しなければなら  
ない。この場合において、当該開示請求に  
係る行政資料を他の行政機関が管理してい  
るときは、その旨を教示しなければなら  
ない。

6 開示請求者は、行政機関の長が当該開示  
請求を受理した日から起算して四週間以内  
にこれに対する何らの処分をしないときは、  
行政機関の長が当該開示請求に係る行政情  
報を開示しない旨の決定をしたものとみな  
すことができる。

7 行政機関の長は、開示決定等をするに當  
たつて必要があると認めるときは、開示請  
求者又は当該行政情報に係る関係者の意見

を聴くことができる。

(開示の方法)

の開示をすることができる。

(手数料等)

第十一条 行政情報の開示は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ当該各号に定める方法により行う。

- 一 文書図画に記録されている情報 文書  
図画の閲覧又はこれを複写したものの交付
- 二 マイクロフィルム、撮影フィルム又はスライドに記録されている情報 文書  
の採録物の視聴
- 三 録音テープまたは録画テープに記録さ  
れている情報 これらの採録物の視聴又  
はこれらの採録物の内容を再録したもの  
の交付

- 四 電磁的記録に記録されている情報 電  
磁的記録に記録されている文書図画の内  
容を文書図画として再生したものの交付
- 五 第二条第三号の政令で定める採録物に  
記録されている情報 政令で定める方法  
により、当該行政資料を汚損し、又は破損  
するおそれがあるときその他相当の理由が  
あるときは、当該行政資料に代えて、当該  
行政資料を複製したものによって行政情報

一 事案名

二 当該事案を処理した組織の名称

三 当該事業に係る行政資料の件名、形態、  
作成又は取得の年月日及び保存期間

四 第九条第二項の電磁的記録にあっては、  
同項の行政機関の長が定める事項

五 開示請求を受理する組織の名称及び所  
在地

六 その他政令で定める事項

七 前項の規定にかかるとおり、当該件名  
を記録しないことができる。

八 前項の規定により行政資料の件名を記録  
しない場合は、行政資料の件名に代えて、  
行政資料を特定することができる番号、記  
号その他の符号を記録しなければならない。

九 行政機関の長は、行政情報について、そ  
の保有後遅滞なく、第三項各号に掲げる事  
項（すでに記録されている事項を除く。）  
を行政情報検索ファイルに記録しなければ  
ならない。

十 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、  
行政情報検索ファイルに記録されている事  
項（第三項第一号及び第二号に掲げる事項  
に限る。）を官報で公示しなければならな  
い。

- 2 行政情報検索ファイルは、磁気ディスク  
等をもって調製する。
- 3 行政情報検索ファイルには、行政情報に  
ついて、次の各号に掲げる事項を、事案ご  
とに区分して記録しなければならない。
- （開示請求をする者の利便に資するための

(機関)

第十四条 開示請求をする者の利便に資するため、総務庁に、各行政機関（会計審査院を除く。）における行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求についての相談その他の行政情報の開示に関する事務

を分掌するための機関を置く。

(行政情報の開示状況の公表)

第十五条 行政機関の長は、毎年、開示請求の件数、開示しない旨の決定をした行政情報の件数、開示しない旨の決定をした理由等行政情報の開示の状況について、一般に公表しなければならない。

(文書図画等の作成)

第十六条 行政機関は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関又は会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定める基準に従つて文書図画の作成、整理及び保存を行わなければならない。

第二節 不服申立て

第一款 行政情報の開示に関する処分

(審査請求)

第十七条 行政情報の開示に関する処分（会計検査院長が行う处分を除く。）に不服がある者は、行政情報開示不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第十八条 前条の審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）

第二十五条の規定は、適用しない。

第二款 行政情報開示不服審査会の設置

及び組織

(設置)

第十九条 第十七条の審査請求の事件を取り扱わせるため、内閣総理大臣の所轄の下に、行政情報開示不服審査会（以下この節において「審査会」という。）を置く。

(組織)

第二十条 審査会は、委員六人を持って組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第二十一条 委員は、人格が高潔であつて、情報公開に関する識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができたとき。

(身分保障)

第二十四条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

3 前項の場合においては、任命後最初の国

会で、両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第二十三条 委員は、独立してその職権を行う。

第二十五条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第二十六条 審査会に会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員会議)

第二十七条 審査会の会務の処理（審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下この条において「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長が招集する。

3 委員会議は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかるらず、

出席した委員のうち本人を除く全員の一致がなければならない。

6 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなす。

(審査請求事件の取扱い)

第二十八条 審査会は、委員のうちから審査会が指名するもの三人をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

1 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

2 前項の合議体を構成する者の意見が分かれため、その合議体としての意見が定まらない場合

3 審査会が、委員の全員をもって構成する合議体において審査請求事件を取り扱う旨の議決をした場合

第三十一条 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

3 前条第二項の合議体にあっては、会長が審査長となり、会長に事故があるときは、

第二十九条 第二項の規定により会長の職務を代理する常勤の委員が審査長となる。

第三十条 第二十八条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 第二十八条第一項の合議体の議事は、出席した三人以上の審査員の賛成をもって決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(給与)

第三十二条 委員の給与は、別に法律で定めある。

る。

第三款 審査請求の手続

(利害関係人に対する審査請求の副本の送付)

第三十三条 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第三十四条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政機関の長、審査請求人及び参加人（以下この款において「当事者」という。）に通知しなければならない。

(審理の公開)

第三十五条 審理は、公開して行う。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第三十六条 審理の指揮は、審査長が行う。（意見の陳述等）

第三十七条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出頭して意見を述べることができる。この場合において、当事者又はその代理人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。

(行政資料の提出要求等)

第三十八条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料（電磁的記録にあつては、これに記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したもの。次項において同じ。）の提出を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

2 前項の規定により提出された行政資料の調査を行うための審理は、第三十五条本文の規定にかかわらず、非公開とする。この場合において、審査会は、審査請求人若しくは参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人を退席させることができる。

(調書)

第三十九条 審査会は審理の期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、審査会の許可を得て、前項の調書を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、当事者及び利害関係人以外のものについては、審査請求の事件の終結後に限る。

3 前項の規定により調書を閲覧し、又は謄写する者（当事者及び利害関係人を除く。）は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

4 第一項の異議があつたときは、審査会は、同項の裁決のうち異議に係る部分を取り消さなければならない。

5 内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

示については、第七条及び第十三条第六項の規定は、適用しない。

(合議の非公開)

第四十条 審査会の合議は、公開しない。（内閣総理大臣の異議）

第四十一条 内閣総理大臣は、不開示決定の全部又は一部を取り消す旨の審査会の裁決があった場合において、当該裁決に係る行政情報が開示されることにより国の重大な利益を害するおそれがあると認めるときは、審査会に対し、異議を述べることができない。

2 前項の異議には、理由を付さなければならぬ。

2 前項の異議には、理由を付さなければならぬ。

3 各項の異議の理由においては、内閣総理大臣は、異議に係る行政情報が第八条第一項各号に掲げる情報のいずれに該当するかを示すとともに、当該行政情報が開示されることにより、国の重大な利益を害するおそれがあると認める事情を具体的に示すものとする。

4 第一項の異議があつたときは、審査会は、同項の裁決のうち異議に係る部分を取り消さなければならない。

5 内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を述べてはならず、また、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならない。

### (不服申立ての制限)

い。  
(権限の委任)

### 第五章 雜則

第四十二条 この款の規定により審査会がし

た処分については、行政不服審査法による  
不服申立てをすることができない。

#### (政令への委任)

第四十三条 この款に定めるもののほか、審  
査請求の手続に関し必要な事項は、政令で

定める。

#### 第三節 訴訟

##### (取消しの訴えの判決)

第四十四条 行政情報の開示に関する処分の  
取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取

消しの訴えの判決は、事件を受理した日か  
ら起算して九十日以内にするよう努めなけ  
ればならない。

##### (他の法令との関係等)

第四節 雜則

第四十五条 他の法令の規定により行政資料

の内容を知るための手続が定められている  
場合における当該行政資料に記録されてい

る情報の開示については、この章の規定を  
適用せず、当該他の法令の定めるところに  
よる。

2 この章の規定は、行政機関に置かれる公

文書館、図書館その他これらに類する施設  
において一般公衆の利用に供することを目的  
として管理されている行政資料に記録さ  
れている情報の開示については、適用しな

### 第四章 行政情報公開審議会

第四十九条 行政機関の長は、行政情報の開  
示、提供若しくは公表に関する苦情又はそ

の情報の内容に関する苦情の適切かつ迅速  
な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十条 総務庁長官は、行政機関(会計檢  
查院を除く。以下この条及び次条において  
同じ。)における情報公開に関する事務の

実施状況について、必要があると認めるとき  
は、行政機関の長に対し資料の提出及び  
情報の公開に関する重要な事項を調査審議さ  
せるため、総務庁に、行政情報公開審議会

(以下「審議会」という。)を置く。  
2 審議会は、前項に規定する事項について、  
内閣総理大臣に対し、意見を述べることが  
できる。

(組織等)

第五十一条 総務庁長官は、この法律の目的  
を達するため必要があると認めるときは、  
行政機関における情報公開に関し、内閣総

理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べ  
ることができる。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、  
この法律の実施のため必要な事項は、政令

で定める。

(罰則)

第五十三条 第三十一条第一項の規定に違反  
した者は、一年以下の懲役又は十万円以下

の罰金に処する。

(地方公共団体及び特殊法人の保有する情

## 第五十四条 地方公共団体及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。）をいう。）は、

この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

## （施行期日）

第一条 この法律は、交付の日から施行する。

ただし、第三章、第五十一条及び附則第三条から第六条までの規定は、交付の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## （検討）

第二条 政府は、行政資料の内容を知るために手続を定めている他の法令の規定又は行政資料の内容を開示しないこととしている他の法令の規定について、この法律の目的を踏まえ、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## （経過措置）

第三条 第三章の規定の施行の際現に行政機関が管理している国の行政事務又は事業に関する文書図画等に記録されている情報に

ついては、第十三条第六項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長は、前項の情報についても、第十三条第三項各号に掲げる事項を行政情報検索ファイルに記録するよう努めるものとする。

（最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員に関する特例）

第四条 第三章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十一条第二項及び第三項の規定による。

2 第三条の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任期は、第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、二人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

第六条 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

## 第十一条第一項中「管区行政監察局」を

「管区行政管理・監察局」に改め、同条第二項中「沖縄行政監察事務所」を「沖縄行政管理・監察事務所」に改め、同条第三項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所」に改め、「同条第五十八条に掲げる事務」の下に「並びに行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、行政情報の開示の請求に関する相談その他の行政情報の開示に関する事務（次項及び第六項において「行政情報の開示に関する事務」という。）」を加え、同条第四項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理

第一条第十八条の二の次に次の二号を加える。

## 十八の三 行政情報開示不服審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」を「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」に改め、開示不服審査会の常勤の委員」に改める。

## （総務庁設置法の一部改正）

第六条 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

## 第十一条第一項中「管区行政監察局」を

「管区行政管理・監察局」に改め、同条第二項中「沖縄行政監察事務所」を「沖縄行政管理・監察事務所」に改め、「同条第三項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事務所」に改め、「同条第五十八条に掲げる事務」の下に「並びに行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、行政情報の開示の請求に関する相談その他の行政情報の開示に関する事務（次項及び第六項において「行政情報の開示に関する事務」という。）」を加え、同条第四項中「管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所」を「管区行政管理・監察局及び沖縄行政管理

「監察事務所」に改め、「事務のほか、」の下に「他の行政機関（行政情報の公開に関する法律（平成三年法律第二号）第二条第一号イ及びロに掲げる機関をいう。第六項において同じ。）の所掌事務のうち行政情報の開示に関する事務並びに」を、「相談に関する事務」の下に「（第六項に

局」に改め、同条第十三項中「管区行政監察局及び行政監察支局」を「管区行政管理・監察局及び行政管理・監察支局」に、「行政監察事務所」を「行政管理・監察事務所」に改め、同条第十四項及び第十五項中「行政監察事務所」を「行政管理・監察事務所」に改め。」

主的な運営を確保する上において、行政情報の公開を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関する必要な次項を定める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

## 「岩手靖国訴訟」控訴審判決について（談話）

日本社会党靖国神社問題特別委員会

第四項の事務のうち、行政情報の開示に  
関する事務については各行政機関の長（行  
政情報の公開に関する法律第一条第一号ロ  
の政令で定める特別の機関にあっては、そ  
の期間ごとに政令で定める者）が、環境庁  
の所掌事務については環境庁長官が管区行  
政管理・監察局及び沖縄行政管理・監察事  
務所の長を指揮監督する。

中「管区行政監察局」を「管区行政管理・監察局」に、「行政監察支局」を「行政管理・監察支局」に改め、同条第十一項及び第十二項中「行政觀察支局」を「行政管理・監察支

一、本控訴審判決は、首相などの公式参拝及び玉串料の公費支出について初の違憲判断を示した。この違憲判決を司法の独立と民主主義のために歓迎するが、住民の請求を斥けたことについては遺憾である。

一、靖国神社は、神道の形式にのっとって、戦死者を祭神として合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ総理大臣、閣僚等の国の機関が公式参拝することは、政教分離の原

則を明示した憲法第二〇条第三項に明確に違反することは明らかである。

また、玉串料を県費より支出することはその形態の如何をとわず、地方公共団体が靖国神社に特別の地位を与えるようとするものであり、憲法第二〇条第三項に違反すると同時に、公の財産の支出利用の制限を定めた憲法第八九条にも違反する。

一、わが党は、今回の違憲判決を歓迎すると

ともに、この違憲判決に基づいて、住民の請求を認めるよう要請する。

一九九一・二・一二

## 加圧水型原発に関する申し入れ

美浜原発二号機の事故は、わが党がかねてから警鐘を鳴らしていた問題が事実となつて現われた。二〇年も経つて老化が進むとともに、蒸気発生器のチューブはピンホールや小さなひび割れだけではとどまらなくなつてい

る。運転中にチューブが大きな口を開けたり、破断したりするほど脆化や腐食が進行しているのであるから、定期点検時のチェックではまたあわなくなっているのである。

緊急炉心冷却システム（ECCS）が機能したから安心だなどといつてはいられない。

もし制御棒の全面作動（スクラン）のシステムが故障したり、ECCSが十分に機能しない場合には、たちまち冷却材喪失、炉心溶融事故に進展して、とりかえしのつかない事態を招くことになる。中性子脆化が進行している炉では、ECCSの冷たい水が、水位の低下した高温炉内に注入されることによって、原子炉に脆性破壊が発生することによって、

くなっている。従つて絶対に起こしてはならない悲劇的事故を防ぐために、国は次のことを即刻実行しなくてはならない。

記

一 加圧水型炉はすべてを順次速やかに停止して、蒸気発生器のチューブの腐食やひび割れの状態とともに、炉壁とチューブの脆化、劣化の進行度合いを総点検すること。

そのためには第三者の専門家による公正で強力な調査委員会を設置すること。

通商産業大臣

中尾栄一 殿  
科学技術庁長官

山東昭子 殿

日本社会主義委員長  
土井たか子

ない原発については稼働はみあわせること。  
四、特に美浜二号機については、チューブの劣化ばかりでなく、今回の緊急停止・ECCSの注入により、炉壁はさらに脆化した恐れが大きいので、運転再開は考えないと。

一九九一年一月一一日

以上、毅然と指導するよう強く申し入れる。  
取り替えるまで稼働は差し控えること。

## 申し入れ

分に発揮させるため、累積債務の一般会計よりの補てん、要員の確保など必要な予算措置を講ずるべきである。

右、申し入れる。

一九九一年二月七日

ツト・ウルグアイラウンドの場であくまでもコメの市場開放を阻止し、わが国の基礎的食糧としての「コメの自給堅持」を強く主張するよう要求する。

### 森林・林業対策について

ガット・ウルグアイラウンドについて  
ガット・ウルグアイラウンドの本格交渉が近く再開される見通しだが、アメリカは日本に対してコメ市場開放要求を一段と強めてくることが予想される。

現在の農業保護削減問題の背景には、アメリカ、ECなど先進国を中心とする農産物の構造的過剰や補助金付輸出の増加などによる世界農産物貿易の混乱とその対立がある。その一方でわが国の食糧自給率は穀物で三〇%、カロリーで四八%と、先進工業国の中では最も低く、食糧輸入国であるわが国の食糧の完全保障、基礎的食糧の自給の主張はなんら配慮されていない。

わが党は三たびにわたる「コメの完全自給」

をうたった国会決議を守り、「すべての国は

その国の必要性と生産の可能性を考慮し、合理的な生産形態を実現することを目標とする」という各国の食糧自給率向上を訴えた国連農業食糧機構の決議を強く支持する。政府はガ

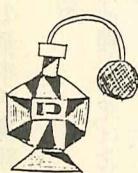
農林水産大臣

近藤元次 殿

日本社会党中央執行委員長  
土井たか子  
日本社会党農林水産局長  
竹内猛  
日本社会党農林水産部会長  
村沢牧

一、政府は今国会に森林法の改正、国有林野事業改善特別措置法改正の二法案の提出準備をすすめているが、わが党は、さきに、わが国の森林・林業の総合整備、国有林野事業の再建を含めた六法案を作成したところであるが、政府は森林法改正案等の提案に当たっては、わが党の六法案の趣旨を組み入れ、民有林、国有林を含めた森林・林業の活性化、再建に資するように充分な配慮をすべきである。

一、平成四年度からの森林整備五か年計画の発足に当たり、国の長期計画を確實に実行し、国土保全、森林・林業の活性化・再建を図ること。また、国民に親しまれ、自然環境・国土の保全など国有林野の機能を充



# 自立・共生・革新の地域農業振興対策

—中山間地域対策を中心として—

## 日本社会党農業・食糧政策プロジェクト

はじめに

わが党は一九八九年一一月、自民党農政にかわる将来の農業ビジョンとして「食料自給率向上・地域農業確立のための新農業プラン」(第一次案)を発表した。

この「新農業プラン」は、中央から一方的に押しつけられる「霞が関農政」にかかり、農業生産に携わる人、食料を消費する人、関連する、各階層の人達それぞれの意見を反映し、地域の創意工夫あるいは「あせ道農政」を確立することを目的に作成したものである。

今日、わが国の農業は過疎化、高齢化、集落の消滅、農家の崩壊、農地・山林の荒廃、若年農業就業者の激減など先進諸国には例をみない農業・農山村の崩壊が進行しており、事態は極めて深刻といわねばならない。この

くり等が実現するものである。

### 一、地域農業確立への基本的課題

#### 1. 地域農業が目指すもの

(1) わが国の農業は南は沖縄から北は北海道まで立地条件が違う地域によって構成され、その構造は多様である。

地域農業の基本的課題は地域農林業の振興、環境の維持、村づくり、定住社会づくり等が包括された総合的なものである。

(2) 地域農業は、家族農業を生かし、農家の安定的所得の確保、農産物の安定性、安定供給等の諸課題の達成をはじめ地域農業全体の「面」としての確立を図るものである。つまり、地域資源の活用、地域の自主性・創造性をいかし、多品目複合生産など生産過程と流通過程とを一体化しての総合的な地域農林業の確立である。それは、これまで個別農業それぞれでは果たすことのできなかつた「生産→加工→流通→消費」を実現可能とするものであり、多くの地域すでに積極的に実施されてきている。この家族農業を中心とした地域の複合的な地域農業の再編は、わが国農業の構造的弱点、国際化への対応を確かなものにしていくと考える。

(3) 農業に対する国境措置や国内保護措置の後退は、わが国農業の自立はおろか生きの

びることさえできない状態にすることである。

かりに各農産物の生産費を五〇%切り下されたところで内外価格差の是正は困難である。したがって、まずなすべきことの一つは、生産者が最大限努力しても乗り越えられない国際競争力の格差は農業政策として補完し、農業規模がいま以上に縮小しないようになくてはならない。また、近年、地球規模での環境の破壊・汚染が深刻化するにつれ、農業の国土・環境保全的役割が重視されるとともに食糧の安全性確保の立場からも『環境保全型農業』がいま求められているのである。

(4) こうした農業の公益的機能への対価を政策的に具体化する状況がECなど先進諸国で多くみられる。わが国においても中山間地域を重点に農村維持のための補助、家族農業所得、補助、環境保全対策補助等の措置を行うとともに、現行の各種補助金、融資制度の改善をはかり、低利融資を柱に地域の主体性が生かされるように充分配慮する。この場合、農業補助金と生産振興補助金と農山村環境保全補助金に区分し、生産補助金は共通的農林業政策目標や作物別事業等に配分するが、従来の画一的な配分をやめ、地域複合経営の確立、総合的地域農業振興のため重点配分を行う。また、農山村環境補助金は、農山村の維持、発展を目

標に重点配分する。とくに農山村環境補助金の内容は、①中山間農山村の持つ自然環境保全など公益的機能の維持に必要な財政負担、②中山間農山村農家に対する所得補償、③青年就農援助制度新規就農助成等に分配するとともに、生産振興補助金についても中山間地域の補助率、融資条件等緩和することを検討する。

(5) 地域農業振興対策を推進するために、国の農林水産関係予算の増額をすることは当然だが、効率的、効果的、安定的財源として、①農水省をはじめ政策目標に合致する各省庁の関連予算を整理・統合する。②農山村の環境保全・維持のため工業用水等に一定の負担を課す、③地方交付税配分基準を見直す、④その他財源の検討をすすめる、

⑤食糧の安定供給、自然環境保全など農林業の果す役割を重視し、学校教育における「農業教育」の充実をはかる。

(6) 自立・共生・革新を目指す地域農業の確立に当たっては、新しい国境調整政策が必要である。ガット・ウルグアイ・ラウンドをはじめ農業経営に対する環境は日増しにその厳しさを加えてきている。こうした情勢のなかでわが国農業を発展させるためには、自然環境保全型の家族農業の維持と安全で安定した食糧を供給するための農業への国民的合意と政策、農業経営の努力が必

要である。

今日、コメの自由化については一部政党や財界等から部分輸入などがいわれているが、コメの自由化については、大多数の国民は、食糧安全保障の立場から「コメの自給体制維持」を願っている。

わが国の場合、穀物自給率三〇%、カロリー自給率四九%と食糧自給率は著しく低く、世界最大の食糧輸入国となつておらず、これ以上わが国が丸裸になることは許されない。

したがって国境調整の基本として、①基幹作物の国内生産をカロリーベース七〇%八〇%を基盤として農業生産を行う権利を認め合う、②国連が中心となつて、一次產品貿易ルールを確立する――等の新しい国境調整の実現が図られるよう国際的な努力をしなければならない。

## 二、地域農業の推進

### 1. 霞ヶ関農政から分権・自立の農政へ

わが国農林業が非常に困難な事態に直面している主な理由は、「霞ヶ関農政」にある。いまこそ「分権・自立の地域農業政策」の確立をはかり、自立のための地域の自主性と権限を強め、「金は出しても口出しをしない」國の役割を定めることが緊急課題といわねば

ならない。

地域農林業は農林業を中心とした地域資源（土地・水・人・技術等）を保全、活用しなければ、長期にわたる富農活動は不可能であることはいうまでもない。したがって地域農業の確立に向けて自治体、農協、森林組合、農業委員会普及所等、関係団体が一体となつて当たらなければならぬ。とくに地方自治体としては、地域住民の創造性を生かし、民衆的で効率的な発想で地域を経営することが重要であり、地域の經營者としての役割を果たし、地域活性化の主体となることである。

同時に、これらの地域活性化政策とそれを支援する国的新しい財政制度を確立する必要がある。

また、国は地方自治体を中心とした自主・自立的な地域農業振興計画を尊重し、支援するため、まず財政的裏付けを明確にするとともに、①国民への食糧の安定的供給のための需給調整、②自然環境保全を柱とし、地域農林業活性化のための土地利用調整、③医療、福祉、教育、文化施設等社会的生活条件の整備、④国内農業の自立と安全対策の確立のための国境調整などの役割を明確にすることである。

## 2. 資源活用、環境保全型地域農林業

(1) 地球規模での環境問題は、いま人類にとって一刻も猶予できない深刻な問題をなげ

かけている。急速な工業化による化石燃料の大量使用、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林の消滅、熱帯林の進行を早めている。このまま推移すれば、世界の食糧生産に深刻な影響を与えるばかりか、人類の生存にとっても重大な影響をおぼさざるを得ない。

地球環境保全が人類の緊急共通課題となっているいま、環境汚染型の都市化、工業化に対抗した「環境保全型農業」の役割は極めて重要といわねばならない。

(2) 農林業は、農林産物生産と環境保全を同時に、経済的価値と環境保全機能を同時に生み出す産業である。しかし、わが国のように急速に工業化社会に突入した国では、農林業の果たす価値評価については、「青年農業者就農助成制度」の創設と併せて中山間地域の社会的条件整備をすすめ、地方自治体、農協、農業委員会など関係団体の協力によって「人」の確保と定住条件の整備をすすめることにしている。

(3) わが国は、北は北海道の寒帯地帯から南は沖縄の亜熱帯地域、しかも年間降雨量は

年間平均一二〇〇ミリとヨーロッパ、アメリカ大陸と比較して実に有利な自然条件に恵まれている。それだけに、この恵まれた日本列島の自然条件と地域資源を生かした環境保全型地域農林業の発展の可能性をもつてゐるといえよう。それは規模拡大による個別の經營を否定するものではないが、「大規模商品生産農業」ではなく、家族農業を主体とした農業生産集団等の組み合わせによる地域複合經營をめざす地域農業の確立が図られなければならない。

(4) 社会党は「新農業プラン」（第一次案）のなかで、「水田の有効利用、畜産の振興、中山間地域の活性化」の三課題の結合による地域農業振興対策を提唱した。同時に「青年農業者就農助成制度」の創設と併せて中山間地域の社会的条件整備をすすめ、地方自治体、農協、農業委員会など関係団体の協力によって「人」の確保と定住条件の整備をすすめることにしている。

これは、中山間地域をはじめ、農村と都市を結び山林、水田、土地、景観など地域資源を活用し、消費者のニーズに応え安全な食糧の安定供給、生産、加工、消費をとおして生産者と消費者の信頼関係の確立、そして豊富な自然環境を生かしたリクリエーションの場の創設や多様なイベントなどで、都市と農村の積極的交流をはかるなど地域

資源を基礎にした地域農林業の振興、地域経済の活性化をとおして環境保全への役割を明確にしなければならない。

### 3. 地域農業生産基盤の整備

#### (1) 生産基盤整備は地域農業の土台

生産基盤の整備は農村の産業・生産・文化の基盤作りを果たすとともに、国土の防災・保全、地域資源の維持等をテーマにしており、地域農林業再編・確立の重要な政策課題である。農用地の整備・開発、農村生活環境の整備（農村地域の定住条件等）

の推進にあたっては、原則としては公益性の強い部分は政府負担、私的性の強いものは農家負担とし、条件の不利な中山間地域は助成水準の引き上げ、制度融資条件の改善をはかる。

(2) 農用地の確保と改良促進については、現在の整備率を逐年高め、二一世紀初頭には田畠とも七〇%の整備率とする。同時に資源としての農地の高度利用をはかる。

(3) 平坦地は稻作農業など土地利用型部門の経営を重点に、また、中山間地域では地域複合が可能となるよう基盤整備を進める。

(4) 土地改良事業等については、これまで工期の遅延、事業費の増嵩、農家負担額の増大、農家の事業参加意欲の低下等の問題克服を図ると同時に、円滑に整備事業が進展するよう補助金制度、融資制度等各種助成

措置の抜本改革をおこなう。

特に地域の実情に合わせた小規模土地改良、農業用諸施設などについては自治体運営などの事業に国は積極的な助成を行う。

(5) 農村地域の活性化には農村で生活するための基礎的条件の整備が極めて重要である。このため地域の住民の創意が生かされ民主的につくられる地域生活圏としての整備を基礎にすすめる。

### 4. 農業生産組織と担い手の育成

#### (1) 農山村地域では、高齢化、過疎化にとって

なって、かつてのようないくつかの農業共同体の機能がなくなり、農業生産部門では重大な影響をうけている。地域農業を推進するためには、集落を最小単位とし、専業農家、兼業農家を含めて土地利用、農作業など地域の実情、生産の実態に応じた農業生産集団を組織し、集団的的土地利用をすすめる。この場合、水稻だけ集団化するという画一的な方法をさけ、地域に適合した作物の選択により水稻、畑作、畜産、果樹、施設園芸など日本型農業の特色を活かした地域複合経営をすすめ、作業の受託、部分および部門の協業化などの刷新を図り、農業生産組織の活性化により「面」の強化を図る。同時に、地域農業生産集団の経営の改革と強化のため、法人化をすすめるなかで経営責任と主体性を確立する。また、個別経営が

困難な中山間地域や市街地区域内の農地を有効に利用するため、自治体、農協等の公社組織や農協がその農地を活用して直接農業経営が行えるような方途を検討する。

(2) この組織された農業生産集団等は、地方自治体、農協等農業関係機関とともに、地域農業振興計画（新農業プランで提起）に参加するとともに、地域内の営農類形の作成、農業等の受託、農畜産物の加工、流通などに参加する。

(3) 地域農業の中心的役割を担う地域リーダーの育成とともに、農山村の集落を維持、活性化していく意欲ある青年層を確保し、定住化を促進していくために「青年農業者就農助成制度」を確立する。このことによって若者が持つ「挑戦」「意欲」に応えられるようにする。また非農業者の就業機会を積極的に開拓するとともに農地の斡旋等Uターン就農者の受け入れ体制の整備をする。

(4) とくに専・兼業生産者の女性の能力を農業生産集団等の中心と位置づけ、地域農業生産振興計画への参加、農協等農業団体への参加などを保証するとともに農業生産活動への積極的参加をすすめる。

(5) 食生活の多様化や農業経営の変化に対応して、新しい農業技術の開発・導入、情報の収集等農業経営改善のための試験研究の

充実は極めて重要である。このため品種改良、飼育管理・栽培技術の向上、ハイテクの活用など技術改良の成果を高め、その安全性を確認しつつ実用化をはかるようすすめる。同時に農業・畜産等の技術・指導・普及員の育成強化をはかる。

(6) 地域農業振興をすすめるに当たっては、地域住民の意思と創造性を尊重することが必要である。「霞ヶ関農政」を容易に受け入れてきた自治体、農協は住民と一緒になって地域の改革をはかりながら普及所、生産組織、地域リーダー、消費者団体等を含めた取組みが必要である。農協は地域農業再編確立の主役を果たすにあたって、その役割と機能をあらためて認識しなければならない。生産組織は、地域的に多少の差はあるものの、今日では地域農業という「面」的な農業生産や、それを支える地域集団を基礎にした組織が自主的に多くつくられており、実績が積み重なるなかで、地域農業の改革を担うものとなる。

### 三、中山間地域対策の確立

1. 地域資源を活用し、環境保全型家族農業を主体にした地域農業振興対策を確立する場合に、戦後農政のひずみが象徴的に集中している中山間地域対策を積極的にすすめ

なければならない。

農山村地域が、①都市近郊、②平地農村、③農山村、④山村（農水省・農業地域類型）の地帯区分にわけられるなかで、過疎、高齢化、社会資本整備のおくれ、雇用機会の不足などによって地域社会の存立すら危ぶまれ、地域の活力が低下してきている農山村、山村の振興対策が緊急課題といえよう。

中山間地域とはどのような地域をいうのか、定義付けはむずかしいが、「地形的にまとまった平坦な高地が少なく、傾斜地と山林が多い地域で、経済的には農林水産業を基幹産業としている地域」（農水省）であり、平坦な高地の多い地域に比較して生産規模の拡大、流通、道路、医療、教育など社会的制約が多い「条件不利地域」といえよう。

#### 2. 中山間地域の機能を重視する

このような中山間地域などに該当する市町村は、①農水省の経済地帯区分によれば、

全国三二四六市町村の約五一%、一六五二市町村にのぼり、②人工は約九%であるが農家戸数では四一%、全国の耕地面積で四二%、③また全国の農業粗生産額のうち三六%を占める畜産、工芸作物、果樹などのシェアが高くなっている。こうした条件不利な中山間の役割は、①平坦地域とは異なる自然条件を生かし、安全で新鮮な食料

の供給、自給向上の機能、②水田、森林、林業等の生産活動を通して健全な国民生活に欠かせない、みどり、大気、水等を培養し、国土・自然環境保全の機能、③景観の保存、伝統文化の伝承、都市生活者への休養、教育、レクリエーション等の場の提供機能、多様な機能を通しての雇用、所得確保の役割を有しており、この機能を最大限に発揮させることができ、地域経済の活性化にとって重要な課題となっている。

全国で五〇%を越すこの中山間地域市町村の地域農林業・地域経済の活性化対策を明確化することによって、生産、雇用、社会的条件の比較的恵まれている近郊、平坦農村の振興対策への道すじも明らかになる。いわゆる川上（中山間地域）の崩壊を防ぐことによって将棋倒し的な川下（平坦地）の崩壊を防ぐことが、いまこそ緊急な課題といわなければならない。

#### 3. 総合的な地域経済活性化対策の推進へ

わが党は、さきに発表した「新農業プラン」のなかで、中山間地域対策の主要な柱として「水田の有効利用、畜産の振興、中山間地域の活性化の三課題の結合」を提唱した。これは、食糧自給率の向上を基本とした地域農業振興のための具体策として、減反政策によって荒廃する水田と畜産とを結合させた地域複合経営の推進と、自然条

件を生かし、有機農業の推進により、良質で安全な付加価値の高い食料の供給をめざしたものであり、さらに森林・林業、景観、水を含めた「地域諸資源」の積極的な活用によって農林業を基幹とした総合的な地域経済活性化対策を推進するため必要な立法措置を行う。

#### 4. 人が住み生活できる地域活性化対策のた めに

農林業を基幹とした地域経済活性化対策のため国民の合意形成をはかり次のような諸政策を推進する。

- (1) 中山間地域総合対策として農産物、畜産物、林産物、水産物（淡水漁業）などを生産する第一次産業、また、これらの生産物を加工する製造業、土木建設業、水、木材を利用した小規模発電など第二次産業、レクリエーション施設をはじめ観光農園、民宿など第三次産業を含め総合的な活性化対策をすすめる。このため自治体、農協、農業委員会、森林組合、商工業者、住民からなる地域経済活性化協議会（仮称）を設け、所得対策など定住化を柱とした総合対策を推進する。
- (2) この総合対策の推進に当たっては、生産基盤整備事業、加工施設、レクリエーション施設、民宿、観光施設の改良事業その他

雇用拡大、定住化に必要と認められる事業に対しても国の超低利（無利子～三%）融資、高率な補助事業を行う。また、医療、福祉、教育、文化施設等社会的生活条件の整備を行う。とくに、もうけ主義、自然環境破壊につながるリゾート開発は行わない。

#### (3) 農山村地域での定住化、労働力確保のため「青年労働者就農助成制度」（仮称）

を創設し一定額の就農準備金、就農後の長期低利経営資金の融資などを優先的に行う。

この助成制度適用の条件としては三五歳以下、一定期間（二年程度）の農業研修を経て、以後一〇年間就農することを条件とする。なお、この制度は学卒者、後継者だけでなく、都市部からの新規参入者も歓迎する。新規参入者の場合、農地借入、機械、施設のあっせん、経営、技術指導については活性化協議会など関係団体が積極的に行なっている。

(4) 中山間地域に人が住み、地域社会を維持し、生産物を通して自然環境を保全するため、中山間地を対象とする特別交付金制度を創設する。現在、中山間地域農家と平坦地農家の所得格差は農家所得で平均百万円、農業所得で平均三〇万円（一九八八年・農水省）であり、この条件が不利によって生じる格差を国民的合意を得ながら所得政策として補填することを検討する。（E

C等のハンデキヤップ対策を参考に）

(5) 中山間地域の指定は過疎法、山村振興法等で指定される地域に加え、自然環境立地、社会的環境立地、産業立地等を勘案し、総合指指数化して対称地域を定める。

#### 四、生産者、消費者の共生による地域農業づくり

##### 1. 消費者のニーズに応えた生産活動

(1) 「飽食」といわれる時代をむかえ、消費者の関心は食料の価格、量に対してよりもその質を問題にするというふうにかわってきている。

オゾン層の破壊や酸性雨等地球規模での環境破壊、都市における大気汚染やゴミ問題が深刻化するなかで、食糧に対する同様に安全性に対する関心が高まり、有機農業や特別栽培米にみられるように、従来の多肥多農薬による農法の転換が迫られつつある。

このような消費者の動向は、ポストハーベストが問題とされる輸入農産物に対する消費者の拒否反応であり、日本農業の今後のあり方を示す重要な方向とみられる。

全性など消費者の要求を直接生産者にぶつけて生産に反映させることはできない。輸入農産物に対する消費者の不安は食糧の生産過程が全く分からぬことであり、遠隔地を輸送しなければならないなかでのポートハーベストの問題等がある。

したがって、食糧の安全性を追求するうえで重要なことは、国内で安全な食糧をどう自給していくかが重要である。同時に、輸入の農産物に対する農業、食品添加物等の安全基準の見直しと同時に、検疫や衛生措置等の水際での検査体制の充実が必要である。

こうした安全な食糧を安定的に確保するためには、日本型食生活の特徴を生かした生産者と消費者の共生による地域農業の振興をはかっていくことであり、具体的には「新農業プラン」で提起している「水田の積極的利用、畜産の振興、中山間地域対策」をはじめ、有機農業への助成などを実現していくことである。

## 2. 農産物の加工、流通の改革で信頼性の回復

(1) 今日の農業生産は、主として生鮮食品または食品の原料を供給するだけにとどまり、食料品の小売価格に対する農家の手取りの割合は一〇～三〇%という状態である。また、野菜等にみられる遠隔地輸送や複雑な

流通機構などといった流通面での問題等が加わって、生産者に低い所得、消費者に高い食料品をおしつけている。

こうした現状を開拓していくためには、まず農産物の加工分野で、一村一品運動や有機農業運動等にみられるように、自治体や農協等によって農産物の加工を農民自身の手に取り戻していくことである。そのことが農家の収入を増やしていくと同時に、地場の雇用機会をつくり地域経済の活性化につながるのである。このように農産加工の分野に生産者自身が進出して、しかもそれが消費者との提携ということと結合されれば、生産者、消費者の相互の利益につながることは間違いない。

(2) 流通の分野において、現状のように、大都市圏に人口が集中しているなかでは市場流通を否定できない。しかし、中央卸売市場に全国の農産物を集め、その値ぎめをおこない、それがまた地方に逆流していくような無駄な流通は最低限なくすようにしていく必要がある。消費者の要求する新鮮で安全な食糧を供給するには、地場生産、地場消費の原則に立ち、現にある地方市場の機能を強化していくことが重要である。また、当面は産直等の運動を拡大していく生産者と消費者の顔のみえる関係を重視しながら農産物の流通改善をはかる。

### 3. 生産者・消費者の相互理解のためのネットワークづくり

輸入農産物の氾濫は、農業と地域社会の崩壊、環境保全を危うくするとともに、食の資本支配化の進展と食生活の洋風化、薬剤漬けの加工化、インスタント化をもたらした。「グルメブーム」といわれる飽食の時代にあって食生活の単調化、粗放化とともに不安全化がいちだんとすんでいる。そういうなかで、信頼できる食料を確保しようということと、共同組合間提携や各種市民運動の取組みがある。また、最近では一部流通資本が有機農業の野菜の産直、低温殺菌牛乳の共同購入などに取り組んできている。これは消費者が土づくりから生産、収穫の段階まで自らの目で確認して納得のいく生産方法でつくられたものを購入したいという意識変化にもとづくものである。そのためグループで产地にまでかけて生産者と直接対話したり、共同作業をするなかから相互の信頼関係を作り上げていくといふところまで発展している。

こうした消費者と生産者の交流のなかから、消費者は自らの納得のいく食糧を納得のいく価格で手にいれることができ、生産者も消費者の要求に応えた作物を安心して生産するという関係を築きあげていくことができる。こうした生産者と消費者の顔のみえる交流を積み重ね、拡大し、定着させていくこ

とが、今日の国際化に対抗して、家族農業・環境保全型農業を発展させることにつながり、

地域農業を発展させ、地域経済の活性化に結びつくのである。

一九九一・二・一五

## たばこ消費税増税の中止を求める申し入れ

政府・自民党は、一月三一日、多くの国民の危惧、反対を無視して、湾岸戦争における米軍を中心とする多国籍軍の戦闘行為に協力する追加支援として九〇億ドルの財源措置を決定した。

わが党は、戦争の被害を被る周辺国への援助、難民・避難民救援のための援助については、国連を中心に関係国の要望に応えて積極的に実施すべきであると考えている。しかし、多国籍軍に対する九〇億ドルの追加支援は、その積算根拠もその用途も明らかにされておらず、米国の要求に応えた戦争費用の負担そのものであることは明白である。したがって、武力による紛争の解決を禁じ、武力の行使と集団的自衛権の行使を否定したのが国憲法に違反するものであり、到底認めることはできない。

何よりも今、緊急に取り組まなければならないことは戦争協力ではなく、戦争の即時停

戦・平和実現に全力をあげることであり、そのためには財源措置が必要であるとしても、安易に増税に走るのはなく防衛費の徹底した削減をまず実施すべきである。

特に、たばこ消費税の増税については、たばこ産業に過大な負担を負わせることになり、著しく公平を欠くものといわざるをえない。

たばこは、一九八六年に財源補填のため一本一円の値上げが行われており、翌八七年には日米貿易摩擦の解消のため、外国たばこの関税の撤廃が実施されているところである。今回、たばこ消費税が実施されれば、たばこ産業への影響は極めて重大である。

一年限りの増税といいつつも、たばこ消費税の増税は、手持ち品課税の実施等により、一年後に今の税率水準にまで引き戻すことは、きわめて困難であると考えられる。したがって、今回のたばこ消費税の増税は、一年限りとは到底考えられない。

よって、政府は、多国籍軍への九〇億ドル追加支援や、そのためのたばこ消費税の増税をただちに撤回することを強く申し入れる。

一九九一年一月一五日

日本社会党たばこ産業対策特別委員会  
委員長 戸田菊雄

大蔵大臣  
橋本龍太郎 殿



## 地域と生活に根ざし、

### 豊かな個性と平和を築こう

日本社会党中央執行委員長

土 井たか子

一、四年前、前回の統一自治体選舉において社会党は住民の支持を得て躍進した。生活に根ざし、地域に密着した女性をはじめとする大勢の新人議員・首長の誕生によって自治体議会は活発化の確かな兆しを見せはじめている。私たちは、この四年間そして今回の選舉においてもなお一層、全国で新しい候補者の発掘に努めてきた。今回の選舉を通じて、自治と地域の活性化をさらに一步進めたい。

ユニークと表現される個性ある議員候補者の擁立は、個性あるまちづくり、自治体の創造を求めることがあり、生活に根ざした個性の発掘こそ地方自治の本旨であり、民主主義の原点である。

また国際社会にあって、外政と国政、自治政の垣根は取り払われ、地域と世界は直

(二) リクルート獄を契機として政治改革が求められているが、政治浄化は小選挙区制によって実現するのだろうか。  
(三) 自民党が約束した消費税の見直しが反故とされ、骨抜きの地価税が創設とされていることが公平と公正と考えられるのか。

(四) 地域格差が拡大し、地域産業が停滞しているとき、コメの自由化が選択されるのか、地域農業の再建政策が求められているのか。

(五) リゾート公害や自然の破壊、産業廃棄物・ゴミなどで地域が汚されている現状を容認するのか、改善をめざすのか。

(六) 高齢者や障害者が不安の日々を送り、人権が侵害され、子どもがいたげられる社会構造、福祉や教育をこのままにしておいて良いのか。

(七) 住民の声が遮断され、情報が閉ざされ、国によって自治が制限されている現状が憲法にいう「地方自治の本旨」といえるか。

これらの問題について住民が選択し、発言する機会が今である。

(一) 日本は、世界の期待を裏切り突入した湾岸戦争に対して戦費協力・戦争加担を行い、自衛隊を派兵しようとしている。これが本当に国民の声であり、意図であるのだろうか。

コメの自由化ではなく、地域農業の再構築

を追求し、国際社会の要請には平和・信頼

醸成と貧困・飢餓の克服、環境保全で貢献

する道を選択する。生きがいと安心、社会

参加を基本とした医療・福祉・年金・雇用

のシステムを創る。地域格差の是正、地域

振興を「中央直結」という縦系列ではなく、

住民の発意と創造に根ざした自治と参加で

実現させる。私たちは、住民と一緒に考え、

行動し、めざす。

私たちは、「平和と福祉の二一世紀・日本  
を地域から築こう」を合言葉に、自治体改  
革の前進をめざす。

## 日本社会党政策審議会編

# 日本社会党政策資料集成

### 発刊にあたつて

このたび発刊されました「日本社会党政策資料集成」は、貴重な参考資料になるものと確信いたしております。本書は結党以来の主要な政策を網羅しており、この一冊でわが国の戦後政治史のポイントが分るだけでなく、連合政権を展望する21世紀への問題提起ともなっております。

本書が広く各界の皆さんに読まれ、資料として、また、座右の書として活用されるように心からお願いいたします。

日本社会党中央執行委員長 土井たか子

### 特色

- 社会党の主要政策を網羅した政策資料集成
- 日本の戦後政治史への貴重な資料集
- 政策形成の実績からみた日本社会党史
- 連合政権を展望する21世紀への問題提起



### 申し込み方法

電話かハガキで左記へ

〒100 東京都千代田区永田町一丁八一

「社会新報」営業管理部資料集成係

電話〇三一三五九二一七五一五

定 価  
發 行 日本社会党中央本部機関紙局  
B5判上製本化粧函入一冊1000円  
二六,000円(内税) 送料六〇円

## 編集後記

★中東湾岸戦争は、多国籍軍の地上戦攻撃によるイラク軍の潰走によって終結した。かつてアレクサンダー・ワースは、対日戦へのソ連軍の参戦・勝利を「空しい勝利」と、その著『戦うソビエト・ロシア』で記述したが、この度の湾岸戦争の終結に、ホッとしながらも「空しい思い」駆られたのは、小生だけだろうか。ポスト冷戦後の紛争解決はあくまで戦争ではない方法によることが期待されたのではなかつただろうか。にもかかわらず、フセインの力の論理に対して、同じ力の論理でしか対抗手段がなかつたのだとしたら、人類は冷戦時代に実は何も学ばなかつたのだ、ということにならないか。「空しさ」は心底そこから来る。★この間、平和憲法に対し「一国平和主義」だとの批判が浴びせられた。日本だけが平和であれば、どうでもよいといふのは誤っている。世界の平和は諸国民が力を合わせてこそ実現できる。フセインの無法には軍事力行使しかない。それに自衛隊派遣

等の協力をすることは当然だ——というのが、論点である。前段はまったく正しい。しかし、諸国民の協力が平和が軍事力の行使にストレートに結び付くことにすり替えるがある。だが、わが党がこの攻撃に充分反撃できたのかどうか、総括する必要があると思う。憲法は「いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならない」ことを明らかにしており、「一国平和主義」であろうはずがない。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」して国際平和を創造する、ポスト冷戦後の憲法理念の新たな発展と具具体化が求められている、ということを肝に銘じたい。★知事選挙が本日告示された。東京でのわが党の知事候補が決まらず、全国の党員や支持者の皆さんは本当にイライラされたことと思う。幸い大原光憲氏という立派な候補者を得てエンジンがフル回転しつつある。石川真澄氏が指摘する社会党の「出遅れ病」克服の課題も問われている。

(W)

### 政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂	松前仰	温井寛	五十嵐広三
編集委員	佐藤敬治	水田稔	矢田部理	田中恒利
	佐藤三吾	押田三郎	川那辺博	村山富市
	浜谷惇	早川幸彦	佐間田勝美	山本正和
	渡辺博	石田好数	柏谷照美	穠山篤

兼事務局長	会計監査
佐藤敬治	佐藤照美

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部

送料

年間購読料 五一円

一部

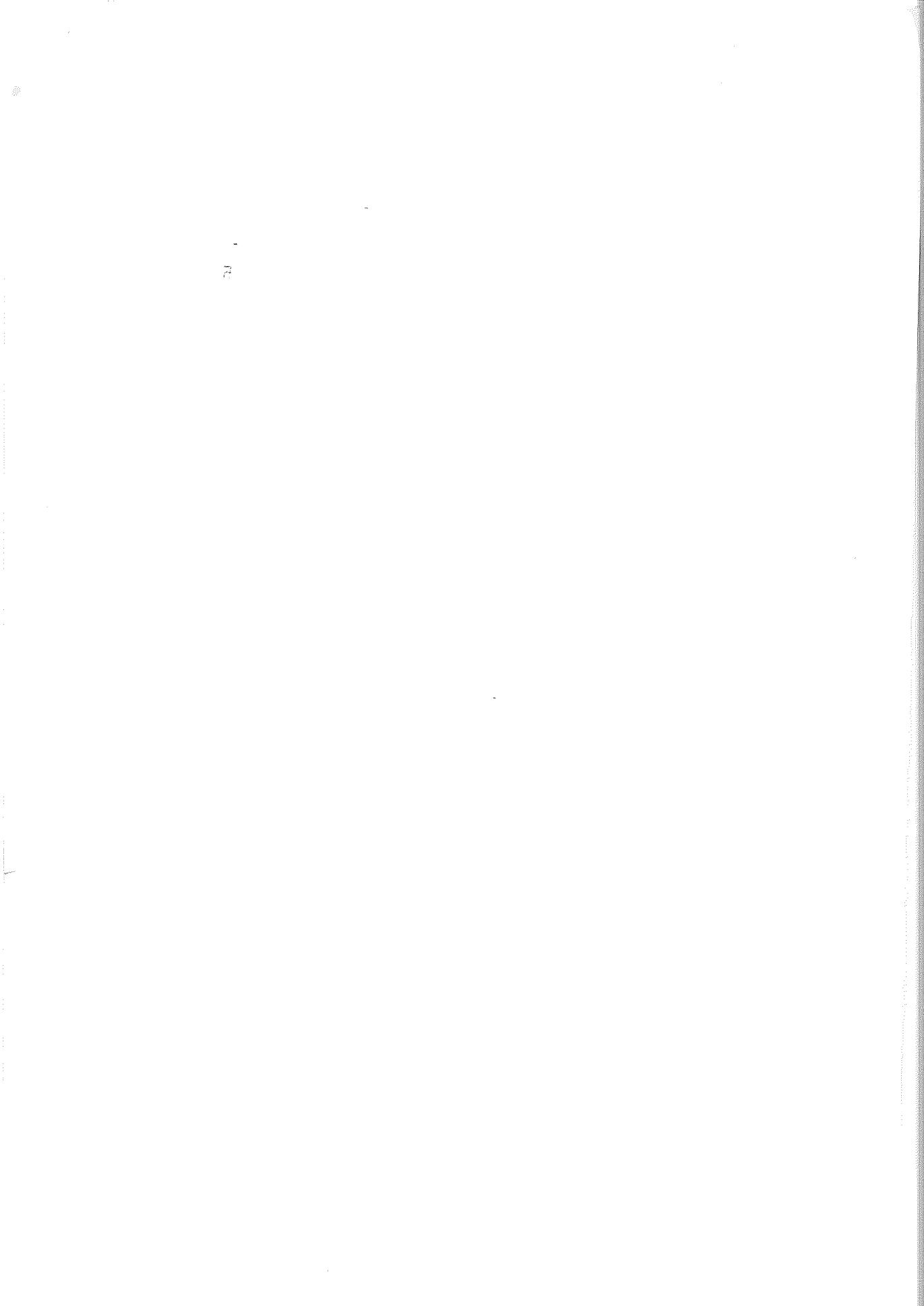
四二〇〇円(前納)  
ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821  
又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会



# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYŌ**

---

April 1991

No. 295

---

Foreword; Tunetoshi TANAKA, Vice-chairman of the Policy Board

**Special Issue I: The Gulf War**

Special Resolution for the Immediate Cease-fire of the Gulf War, Peace and the Relief of the Refugees Adopted by the 56th Regular Convention of SDPJ, Jan. 30-Feb. 1

International Contribution Measures for the Immediate Cease-fire and the Peaceful Solution of the Gulf War

Comment by Chairperson DOI concerning the Cease-fire of the Gulf War and the Tasks for Post-War

Comment by Genesec YAMAGUCHI concerning the President BUSH's Statement for the Cease-fire of the Gulf War

**Special Issue II: SDPJ's Policy for the Revision of the National Budget for Fiscal 1991**

**Documents;**

A Bill of the Freedom of the Administrative Information Proposed by the Opposition Parties

The Regional Agricultural Development Policy Based on the Idea of Independence, Co-existence and Progress

Others

---

**PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

**政策資料 4月号**

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111内線3886~7  
FAX 03(3502) 5857

---

定価300円 (送料51円)